

# 付録

## 目次

### 第1章 マクロ経済と財政

- ・参考図表 1～3・・・財政シミュレーションの前提を図示したもの（図表 1 経済前提と対応）
- ・参考図表 4～5・・・2001 年度までの要対応額（16.5 兆円）を歳出削減で行った場合（図表 4～5 の歳出削減拡大ケース）
- ・参考図表 6～9・・・2012 年度以降も改革を継続する場合（歳出削減：増税＝6：4、7：3）（図表 6～8 に対応）

### 第2章 法人課税と企業投資

- ・参考図表 10～12・・・投資額・資本ストック、投資率、資本コスト（図表 14～16 の基礎データ）
- ・参考図表 13～15・・・資本コストの要因分解（図表 13 に対応）
- ・参考図表 16・・・投資関数の推計結果（図表 14～16 に対応）
- ・参考図表 17・・・本文 P. 8 の法人税率 1%引き下げの投資に与える影響の計算根拠

### 第3章 所得課税のあり方

- ・参考図表 18～24 . . . . 1. 所得格差の実態の補足資料
- ・参考図表 25～26 . . . . 2. 税制の再分配効果の補足資料
- ・参考図表 27～36 . . . . 3. 課税最低限と女性の就労・子育て支援税制の補足資料
- ・参考図表 37～44 . . . . 4. 所得控除の見直しの補足資料
- ・参考図表 45 . . . . . 5. 家計の金融資産と金融所得課税の補足資料

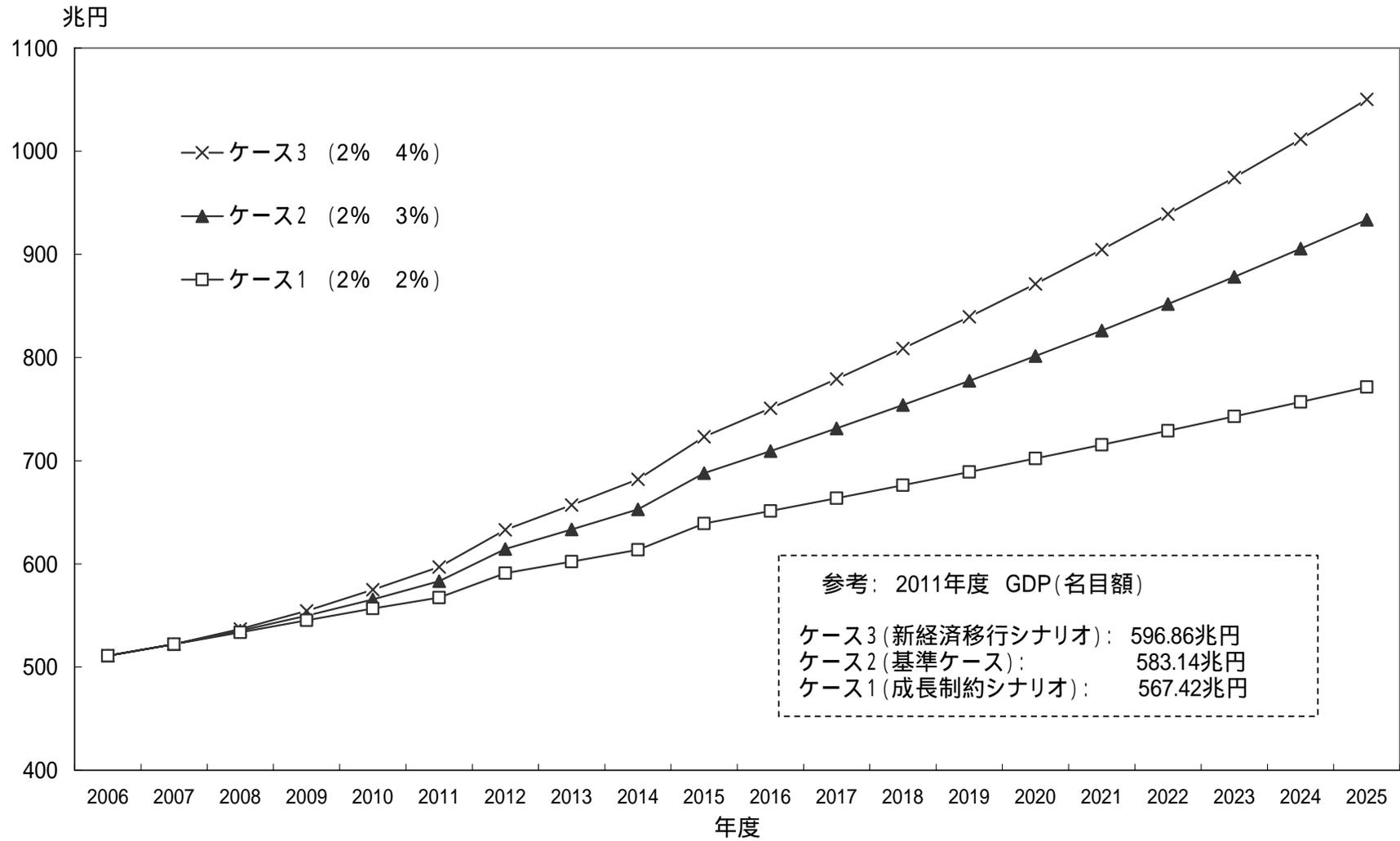
### 第4章 消費税の増税について

- ・参考図表 46 . . . . . 図表 27、28 の基礎データ

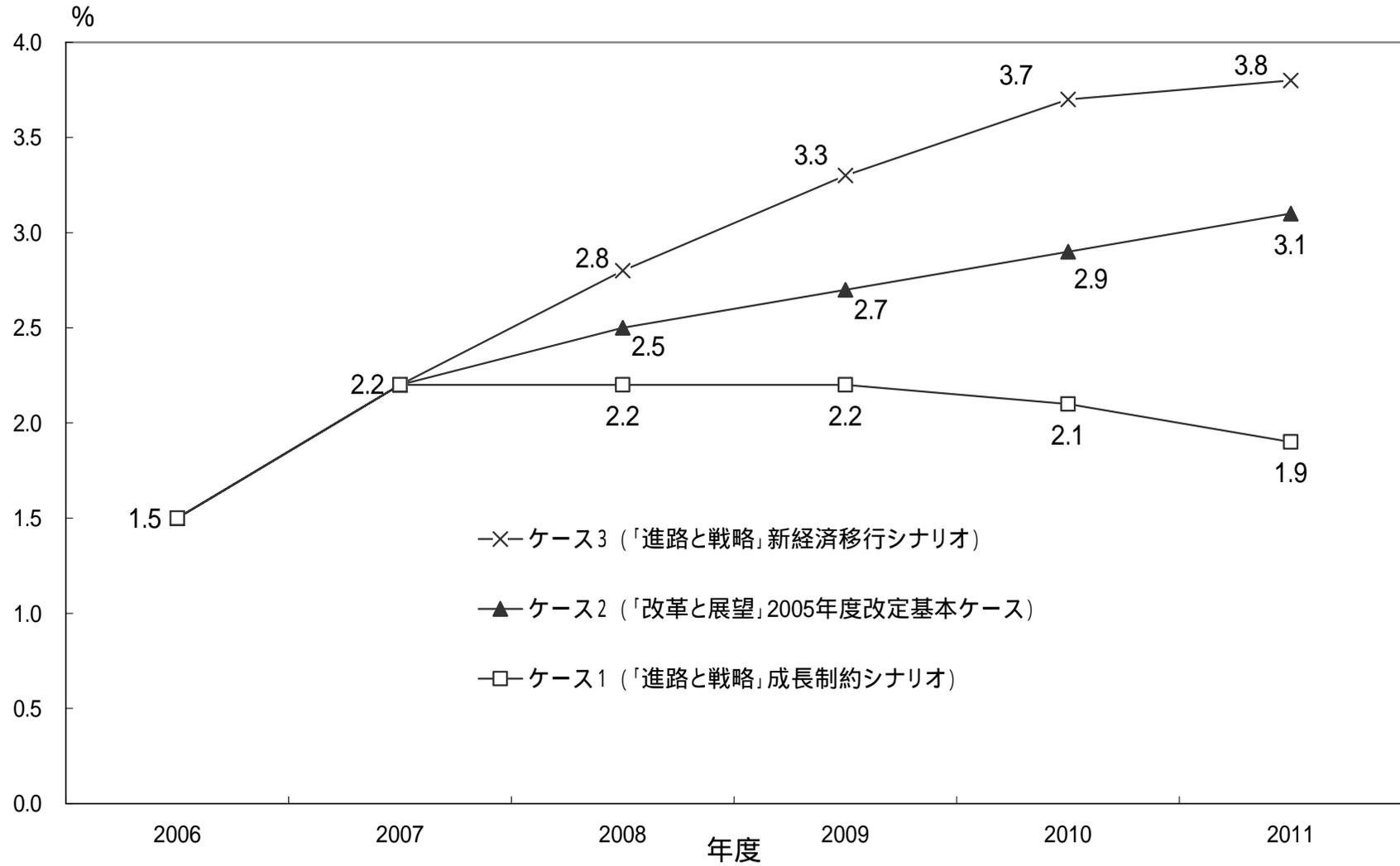
### 第5章 地方課税について

- ・参考図表 47～50 . . . . 2. 財源格差の実態の補足資料
- ・参考図表 51～54 . . . . 3. 税源交換とその評価の補足資料

参考図表1 GDPの推移(名目額)

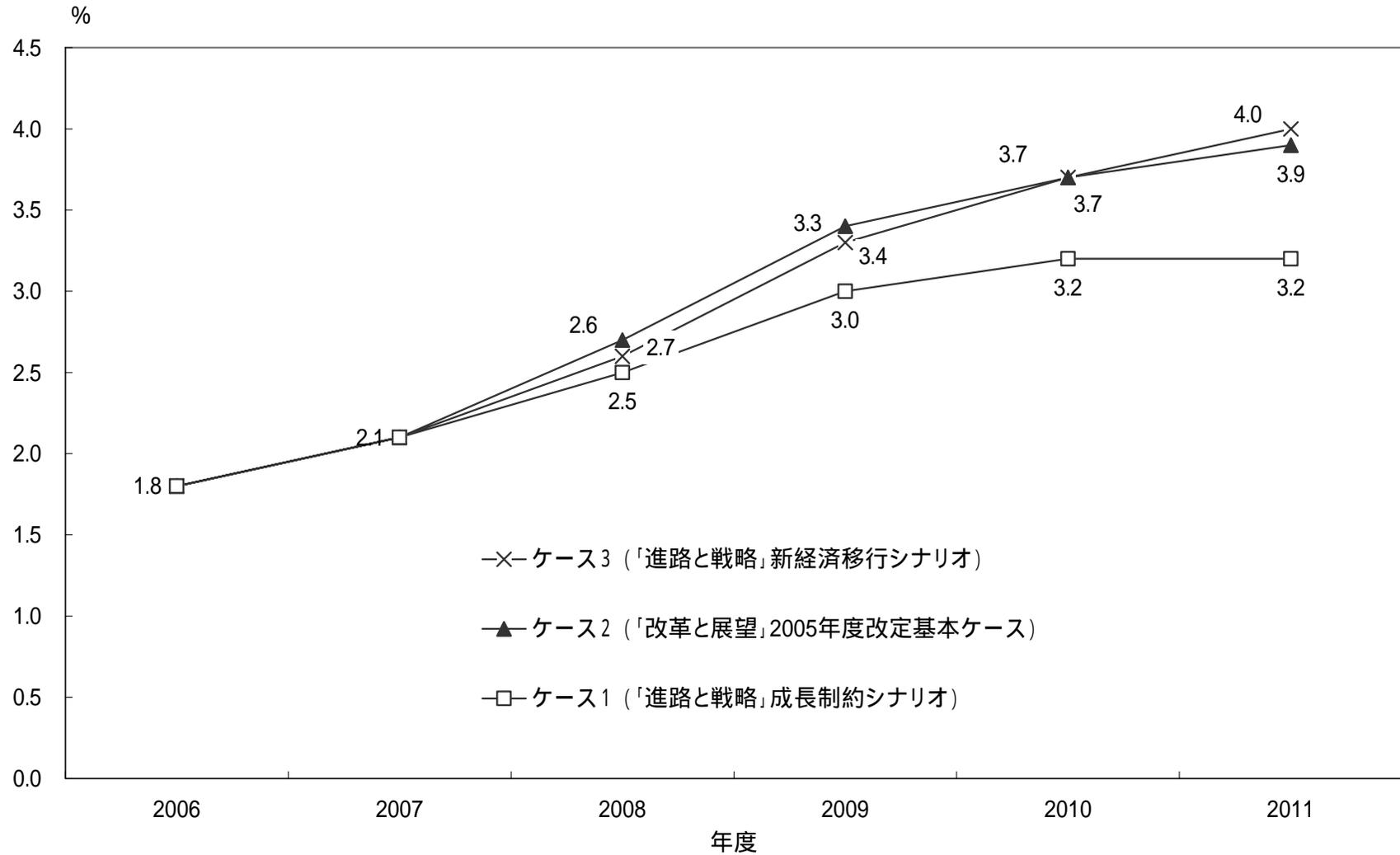


参考図表2 名目成長率の想定



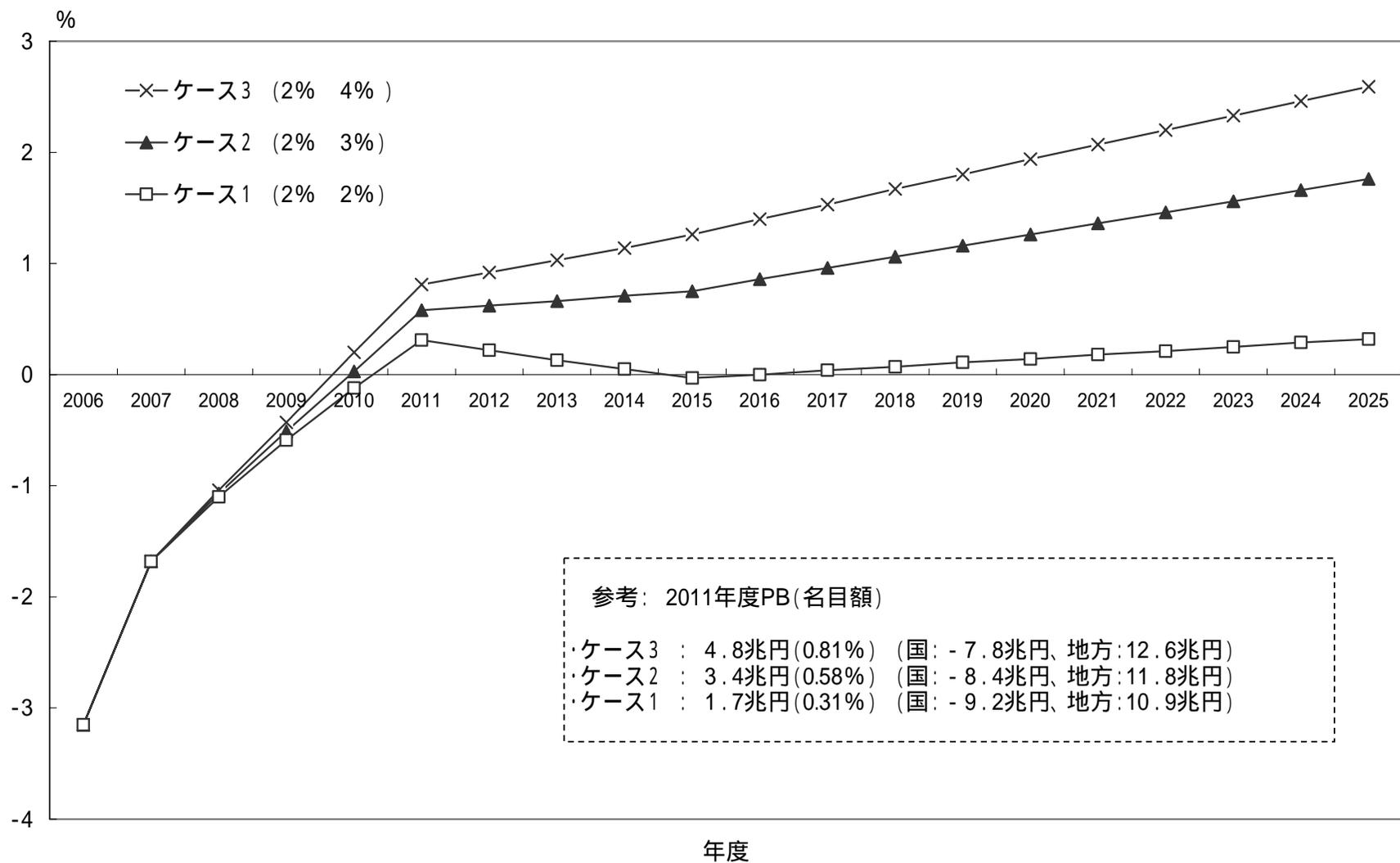
(注意) 2012年度以降は、2011年度の名目成長率が維持されるとしている。

参考図表3 名目長期金利の想定

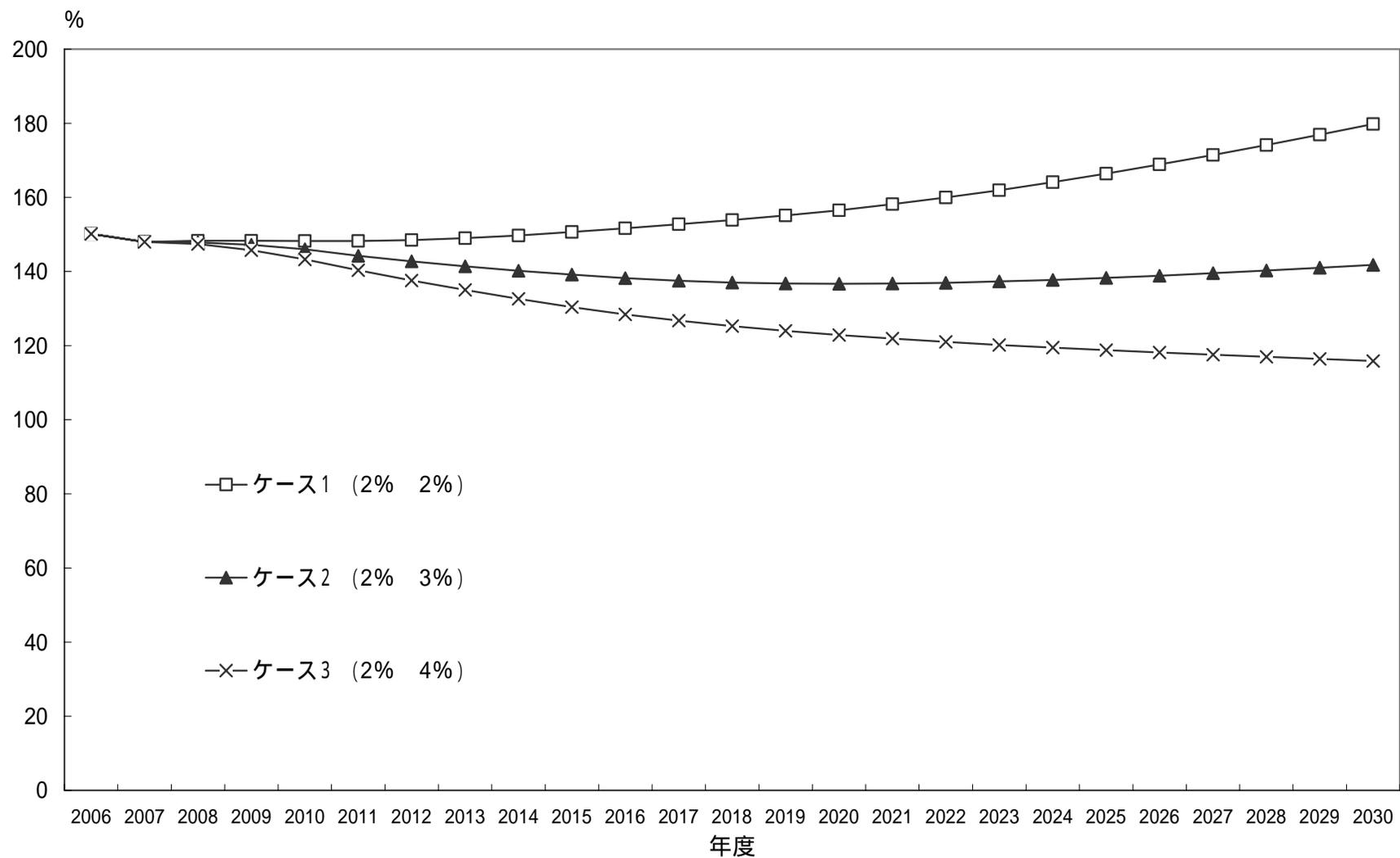


(注意) 2012年度以降は、2011年度の名目長期金利が維持されるとしている。

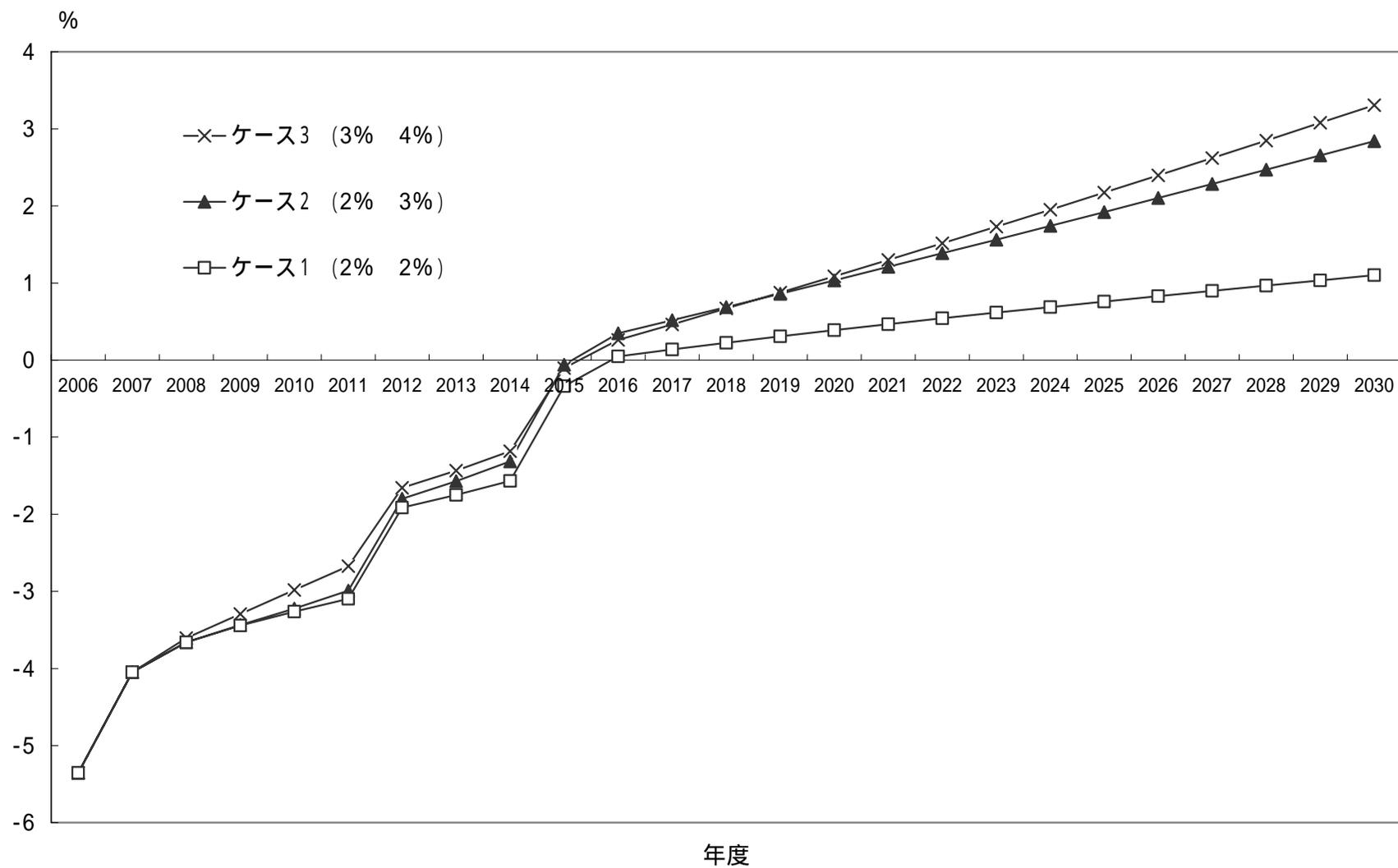
参考図表4 基礎的財政収支対 GDP 比の推移(国 + 地方)  
 - 2011 年度までの要対応額(16.5 兆円)を歳出削減で対応した場合、増収効果あり -



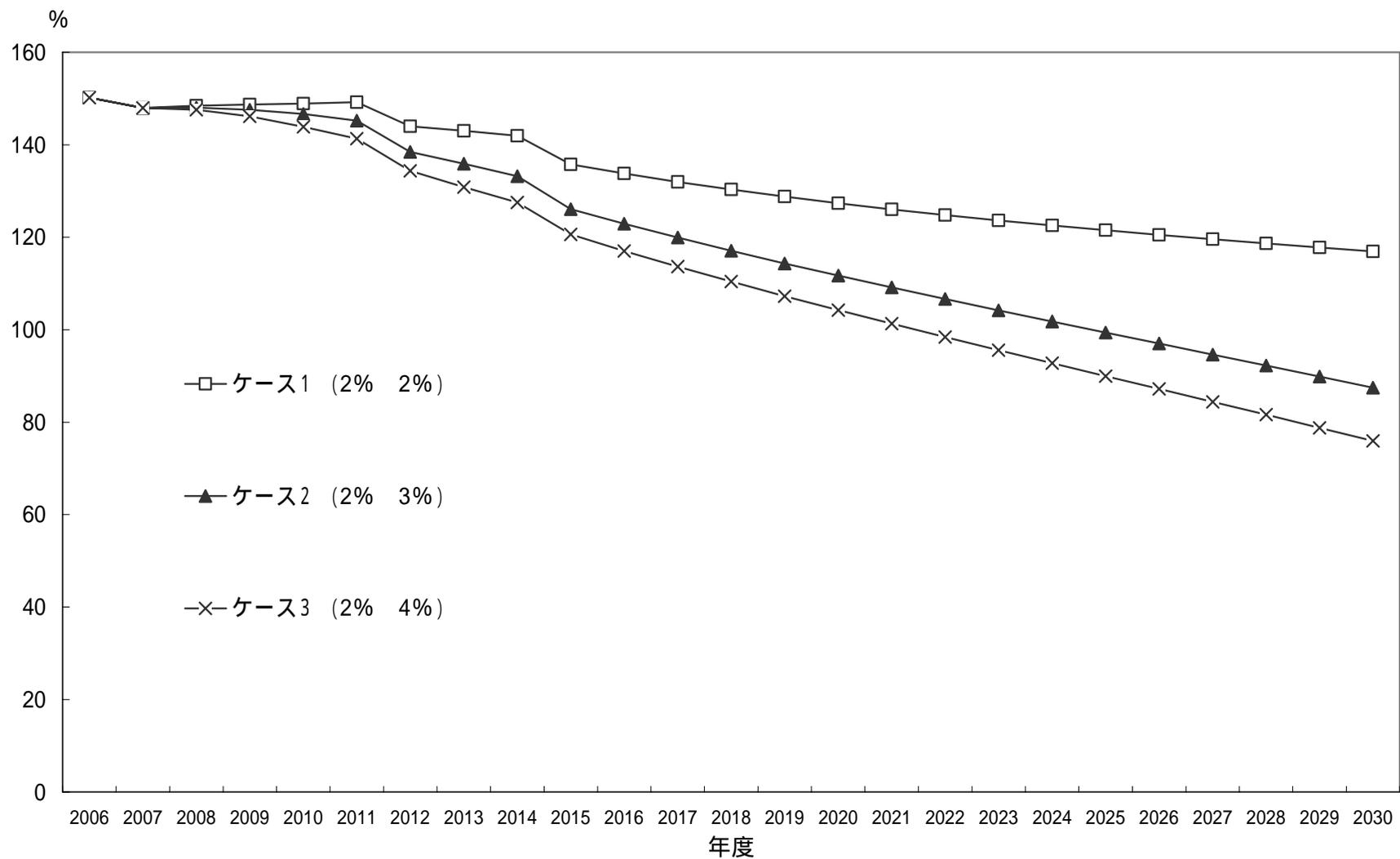
参考図表5 債務残高支対 GDP 比の推移(国 + 地方)  
 - 2011 年度までの要対応額(16.5 兆円)を歳出削減で対応した場合、増収効果あり -



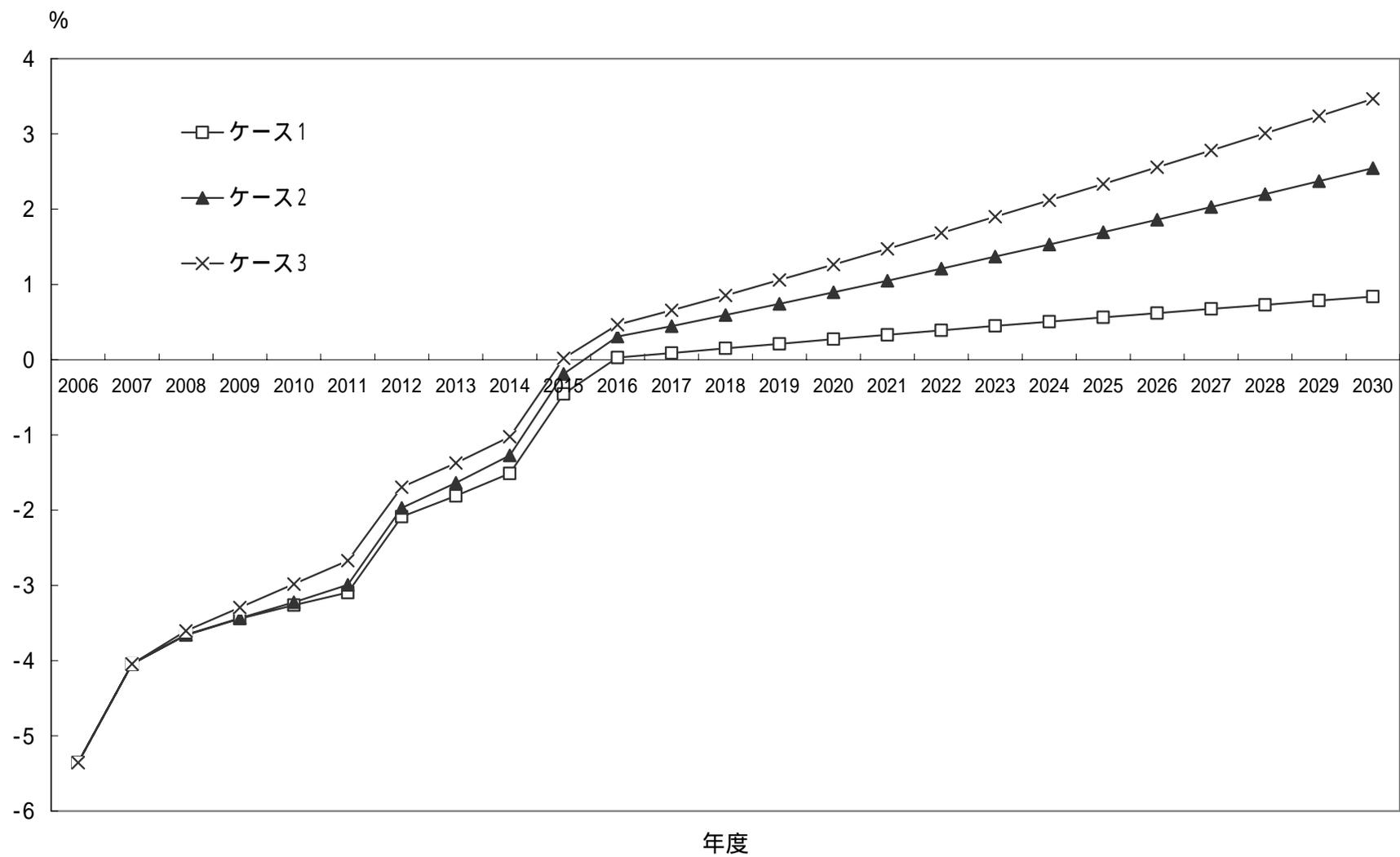
参考図表6 財政収支対 GDP 比(国 + 地方) - 組み合わせB (6対4) -



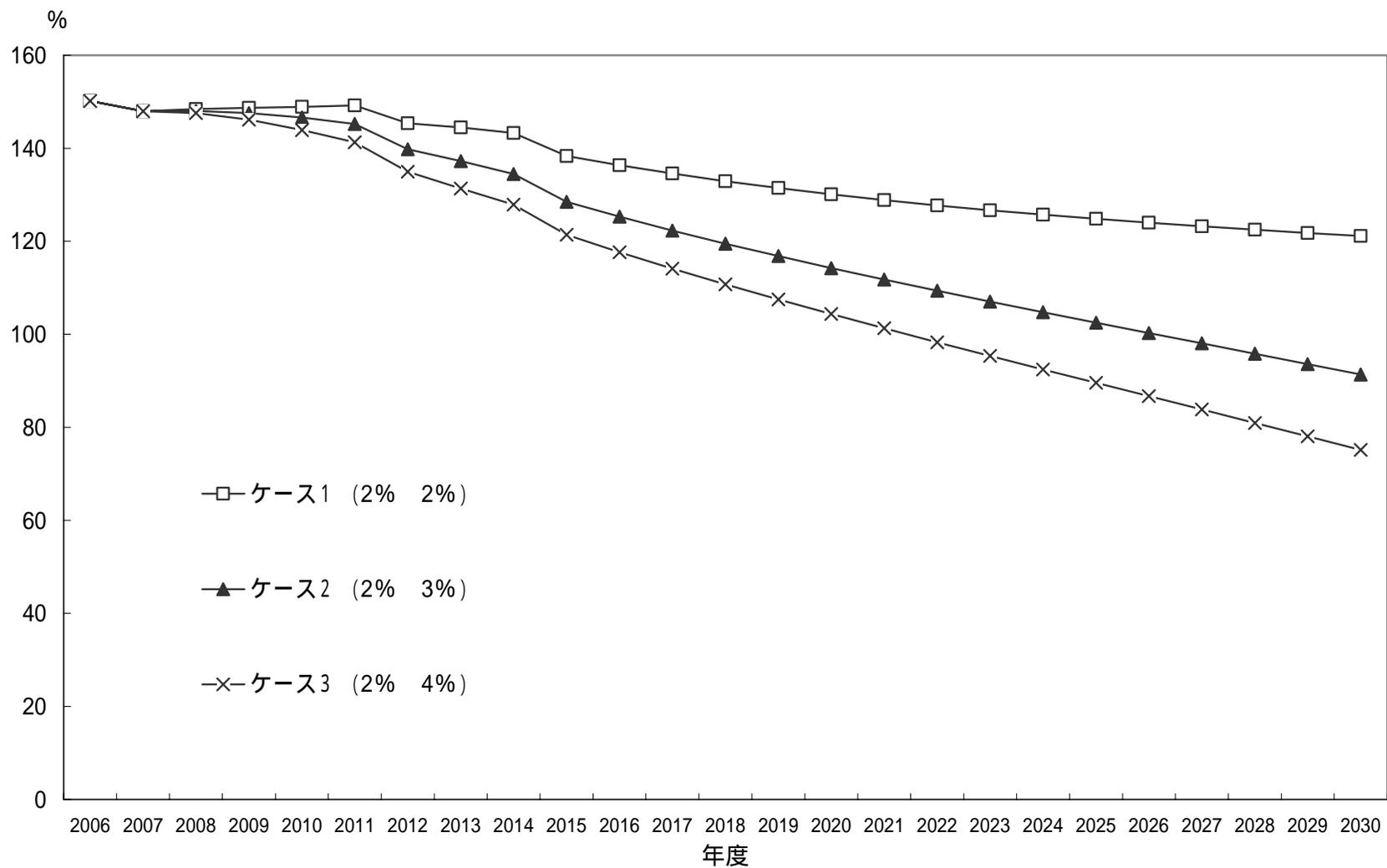
参考図表7 債務残高対 GDP 比(国 + 地方) - 組み合わせB (6 対 4) -



参考図表8 財政収支対 GDP 比(国 + 地方) - 組み合わせB (7 対 3) -



参考図表9 債務残高対 GDP 比(国 + 地方) - 組み合わせB (7 対 3) -



参考図表 10 基礎データ（投資額、資本ストック、資本コスト）  
（製造業）

	投資額	資本ストック	投資率	資本コスト
	100万円 A	100万円 B	A/B	
1985	4,078,522	47,196,532	0.0864	0.069
1986	3,640,363	50,044,229	0.0727	0.086
1987	3,263,404	51,994,133	0.0628	0.091
1988	4,983,626	53,652,326	0.0929	0.092
1989	6,916,160	57,276,648	0.1208	0.094
1990	5,982,446	63,099,056	0.0948	0.101
1991	7,968,437	69,460,995	0.1147	0.071
1992	5,103,965	77,964,429	0.0655	0.046
1993	1,428,275	83,154,614	0.0172	0.044
1994	883,196	83,705,659	0.0106	0.053
1995	1,221,768	83,269,919	0.0147	0.053
1996	-882,487	83,074,864	-0.0106	0.053
1997	2,772,562	81,509,091	0.0340	0.039
1998	-75,906	83,703,688	-0.0009	0.036
1999	-1,685,894	83,030,057	-0.0203	0.034
2000	602,005	80,886,570	0.0074	0.034
2001	-2,266,214	80,752,425	-0.0281	0.035
2002	-3,787,555	77,195,217	-0.0491	0.043
2003	-1,824,407	72,564,576	-0.0251	0.038
2004	-755,794	70,826,684	-0.0107	0.026
2005	460,912	70,769,887	0.0065	0.017

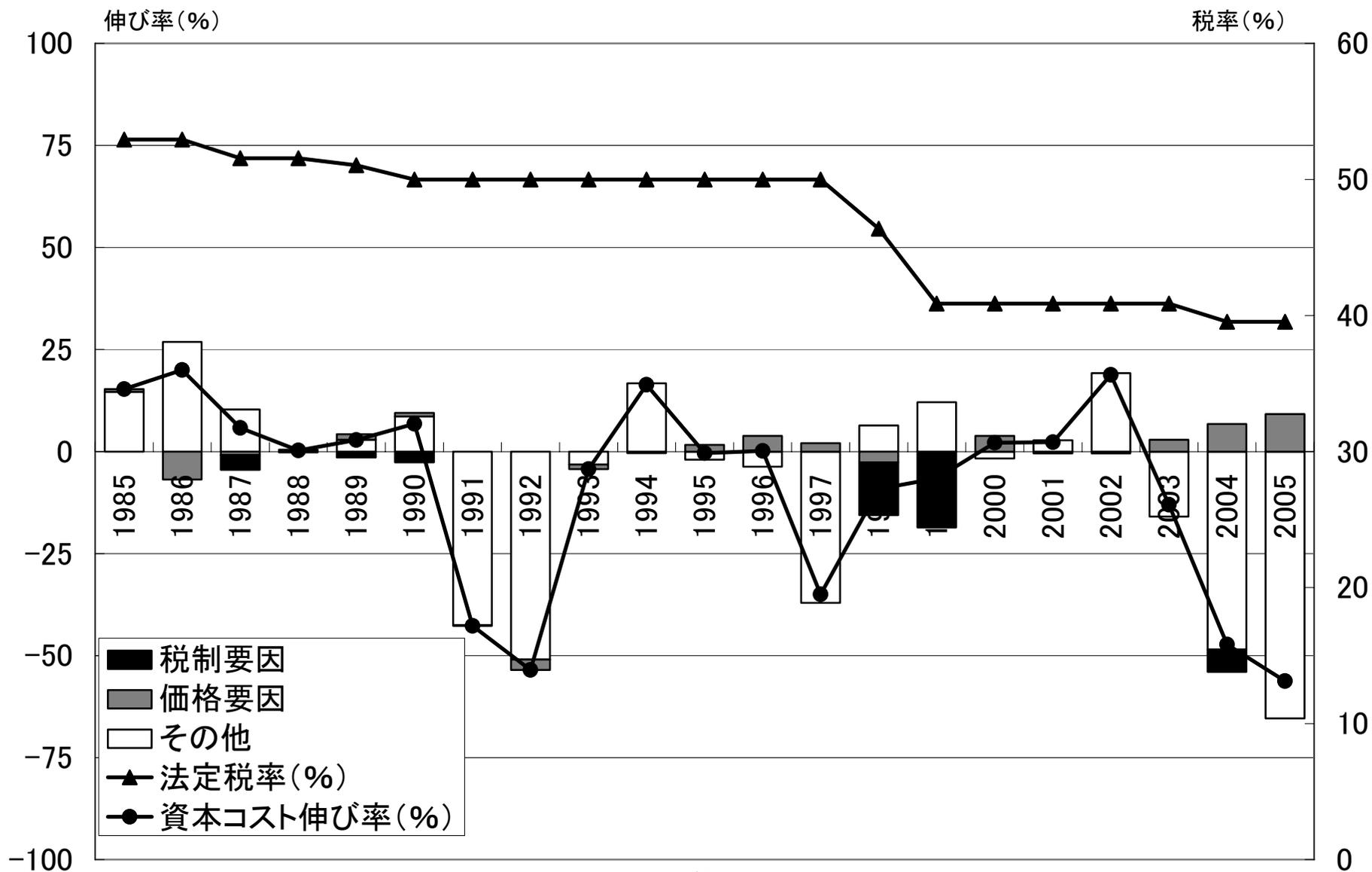
参考図表 1 1 基礎データ（投資額、資本ストック、資本コスト）  
（電気機械製造業）

	投資額 (移動平均) 100万円 A	資本ストック (移動平均) 100万円 B	投資率 A/B	資本コスト
1985	786,688	5,610,946	0.1402	0.039
1986	406,332	6,315,657	0.0643	0.048
1987	612,489	6,592,323	0.0929	0.051
1988	723,601	7,049,856	0.1026	0.058
1989	931,248	7,614,279	0.1223	0.067
1990	1,182,957	8,327,546	0.1421	0.086
1991	1,038,614	9,382,761	0.1107	0.078
1992	694,613	10,335,384	0.0672	0.053
1993	98,829	10,904,013	0.0091	0.049
1994	457,387	10,812,771	0.0423	0.053
1995	264,258	11,050,336	0.0239	0.052
1996	770,774	11,066,694	0.0696	0.059
1997	536,588	11,585,674	0.0463	0.059
1998	347,880	11,905,629	0.0292	0.053
1999	244,234	11,996,188	0.0204	0.054
2000	-50,277	11,958,070	-0.0042	0.063
2001	-272,027	11,558,756	-0.0235	0.069
2002	-478,006	10,877,742	-0.0439	0.080
2003	-148,045	9,981,391	-0.0148	0.094
2004	439,206	9,485,410	0.0463	0.098
2005	-	-	-	0.103

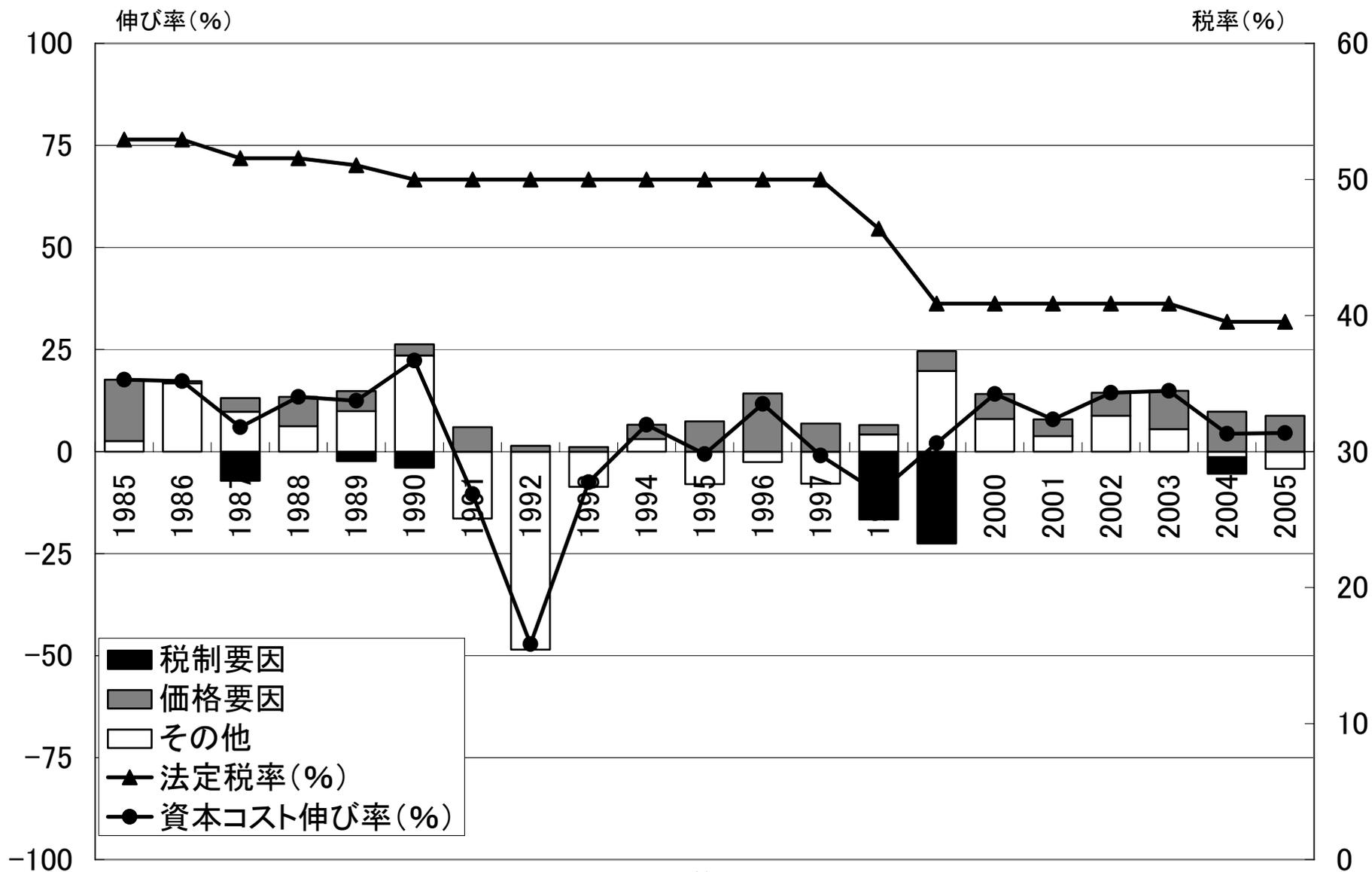
参考図表 1 2 基礎データ（投資額、資本ストック、資本コスト）  
（建設業）

	投資額 (移動平均) 100万円 A	資本ストック (移動平均) 100万円 B	投資率 A/B	資本コスト
1985	236,111	5,461,804	0.0432	0.074
1986	438,398	5,667,646	0.0774	0.074
1987	522,052	6,061,693	0.0861	0.073
1988	510,872	6,556,827	0.0779	0.070
1989	812,660	7,093,660	0.1146	0.071
1990	839,353	8,015,255	0.1047	0.071
1991	1,855,248	9,062,875	0.2047	0.054
1992	817,595	11,189,330	0.0731	0.027
1993	1,255,556	12,249,572	0.1025	0.026
1994	2,188	13,601,654	0.0002	0.036
1995	582,388	13,579,934	0.0429	0.039
1996	-441,357	14,072,965	-0.0314	0.043
1997	-193,071	13,575,838	-0.0142	0.035
1998	-210,565	13,287,823	-0.0158	0.036
1999	78,621	12,993,261	0.0061	0.033
2000	-249,429	12,985,448	-0.0192	0.034
2001	-528,726	12,616,782	-0.0419	0.034
2002	-725,404	11,911,935	-0.0609	0.043
2003	-846,771	11,083,718	-0.0764	0.034
2004	-363,520	10,261,719	-0.0354	0.022
2005	-	-	-	0.012

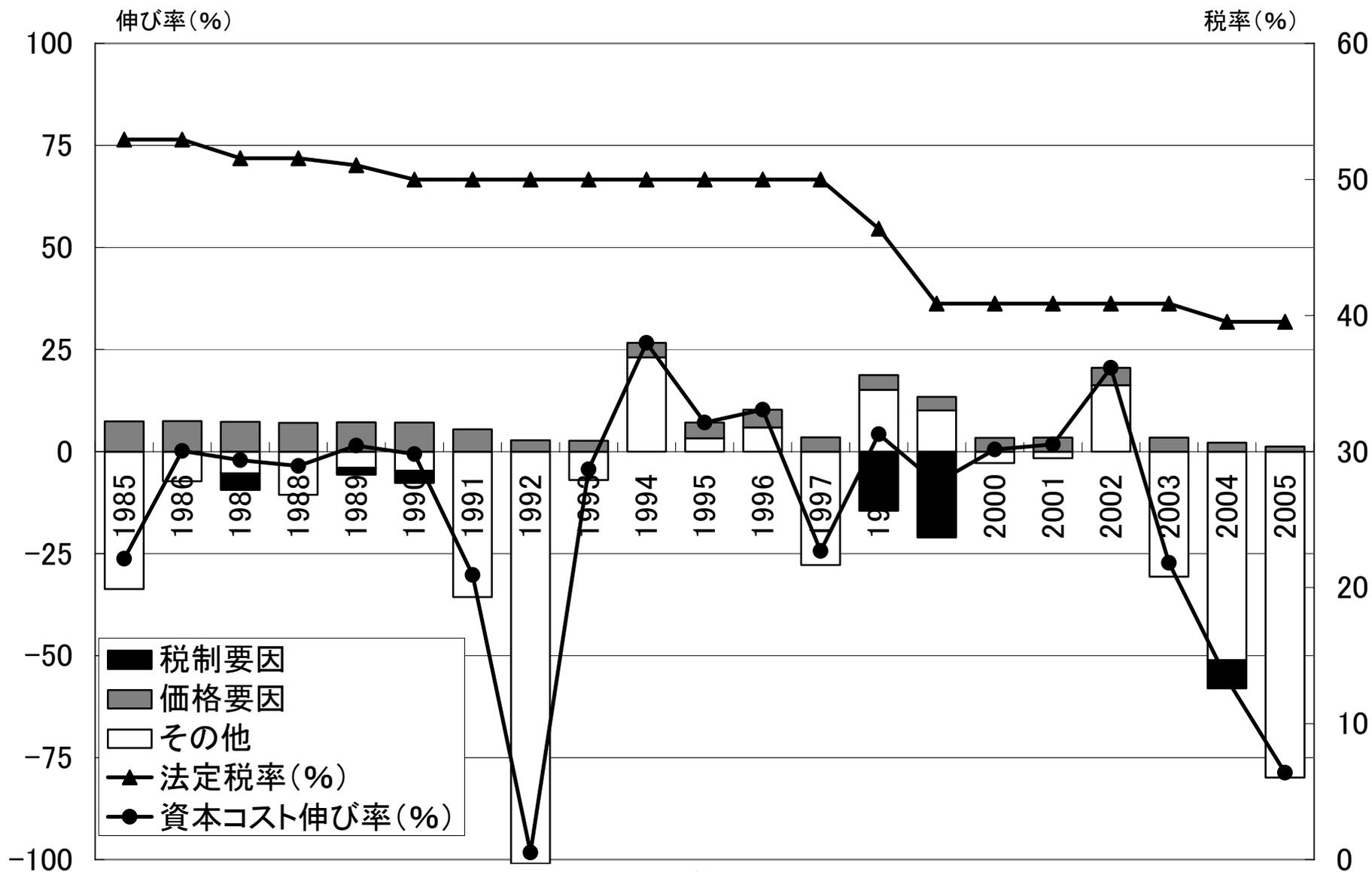
参考図表 13 資本コストの要因分解  
(製造業)



参考図表 14 資本コストの要因分解  
(電気機械製造業)



参考図表 15 資本コストの要因分解  
(建設業)



参考図表 16 資本コストと投資（推定結果）

製造業 (投資率)	定数項	資本コスト 全期間	資本コスト 92~97年	資本コスト 98~05年	地価	為替	決定係数	DW
係数	-0.012	-0.466	-0.767	-1.709	0.019	0.048	0.923	2.725
t 検定量	-0.342	-1.664	-2.811	-3.879	4.533	2.311		
p 値	0.737	0.117	0.013	0.002	0.000	0.036		
電気機械製造業 (移動平均投資率)	定数項	資本コスト 全期間	資本コスト 92~04年				決定係数	DW
係数	0.071	0.643	-1.432				0.671	1.579
t 検定量	2.479	1.332	-6.242					
p 値	0.024	0.201	0.000					
建設業 (移動平均投資率)	定数項	資本コスト 全期間	資本コスト 92~04年		地価		決定係数	DW
係数	0.050	-1.023	-1.974		0.029		0.777	1.865
t 検定量	0.848	-1.349	-2.062		4.270			
p 値	0.409	0.196	0.056		0.001			

参考図表17 税率変化が資本コストおよび投資に与える影響(製造業)

		単位	1998	1999	2004	平均	概要
(A)	$\partial C / \partial \tau \times \Delta \tau$	-	-0.12963	-0.18504	-0.05445		※資本コスト変化率の税制要因
(B)	$\Delta \tau$	%	3.62082	5.50123	1.32388		※法人税率変化
(C)=(A)/(B)	$\partial C / \partial \tau$	-	-0.03580	-0.03364	-0.04113		※税率1%あたりの資本コストの変化率
(D)	C	-	0.03581	0.03361	0.02600		※資本コスト
(E)=(C)*(D)			-0.00128	-0.00113	-0.00107	-0.00116	※税率1%あたりの資本コストの変化量
(F)	設備投資関数係数		-1.70900	-1.70900	-1.70900	-1.70900	
(G)=(E)*(F)			0.00219	0.00193	0.00183	0.00198	※税率1%あたりの投資率の変化量
(H)	資本ストック	100万円	83,703,688	83,030,057	70,826,684	70,826,684	
(I)=(G)*(H)		100万円	183,404	160,415	129,447	140,491	※税率1%あたりの投資額の変化量

注) 法人税率1%減税の効果は、1300億から1800億。

参考図表 18 給与所得者のタイル尺度による寄与度分解

	1985 年				2005 年				タイル 尺度 変化率
	世帯数	タイル 尺度	ウエイト	寄与度	世帯数	タイル 尺度	ウエイト	寄与度	
低所得階層	7900887	0.0444	0.1663	0.007	5640608	0.0593	0.0763	0.0045	33%
中所得階層	14779447	0.0276	0.6708	0.019	17999890	0.0278	0.6051	0.0168	1%
高所得階層	1528546	0.0452	0.1628	0.007	4098939	0.0685	0.3186	0.0218	51%
所得階層合計	24208880		1.0000	0.033	27739437		1.000	0.0432	
グループ間		0.1054				0.1277			21%
合計		0.1386				0.1709			23%

出所) 『税務統計から見た民間給与の実態』より作成。

給与所得者：不平等の拡大は、低所得者と高所得者の2極分化している。低所得者が(33%)、高所得者(51%)

参考図表 19 申告所得者全体のタイル尺度による寄与度分解

	1985 年				2005 年				タイル 尺度変 化率
	世帯数	タイル尺 度	ウエイト	寄与度	世帯数	タイル尺 度	ウエイト	寄与度	
低所得階層	3065145	0.0517	0.1312	0.0068	2839143	0.0494	0.0869	0.0043	-4%
中所得階層	3427484	0.0576	0.3966	0.0228	4051255	0.0611	0.3333	0.0204	6%
高所得階層	879600	0.2673	0.4722	0.1262	1403748	0.3789	0.5798	0.2196	42%
所得階層合計	7372229		1.0000		8294146		1.0000		
グループ間		0.4353				0.4674			7%
合計		0.5911				0.7117			20%

出所) 『税務統計から見た申告所得税の実態』から作成。

備考) 低所得階層は70万円以下から200万円以下まで、中所得階層は300万円以下から700万円以下まで、高所得者層は1000万円以下から5000万円超を含んでいる。

申告所得者全体：タイル尺度は20%上昇しており、不平等度は拡大している。

寄与度分解：低所得階層では、タイル尺度は-4%（不平等度は縮小）

中所得層は6%の拡大（全体の上昇率と比較して小さい）

高所得層は上昇率が42%の拡大（相対的に大きい値）

→申告所得税を納めている人の間での所得格差拡大の原因は高所得層における不平等度が拡大していること。（むしろ低所得者層では縮小）

参考図表 20 貯蓄保有のタイル尺度による寄与度分解

	1985 年			2005 年			タイル 尺度 変化率
	タイル尺度	ウエイト	寄与度	タイル尺度	ウエイト	寄与度	
低所得階層	0.0075	0.1793	0.0014	0.0171	0.2348	0.0040	126.2%
中所得階層	0.0029	0.2300	0.0007	0.0001	0.2663	0.0000	-95.5%
高所得階層	0.0602	0.5907	0.0355	0.0302	0.4989	0.0151	-49.9%
所得階層合計	0.0376	1.0000		0.0191	1.0000		-49.2%
グループ間	0.0769			0.0209			-72.8%
合計	0.1145			0.0400			-65.0%

出所) 『貯蓄動向調査(1985年)』、『家計調査年報 貯蓄・負債編(2005年)』より作成。

参考図表 21 資産保有形態の変化

	1985 年	2005 年
通貨性預貯金	8%	16%
定期性預貯金	47%	44%
生命保険	23%	25%
有価証券	20%	13%
金融機関外	3%	3%

出所) 『貯蓄動向調査(1985年)』、『家計調査年報 貯蓄・負債編(2005年)』より作成。

有価証券の保有率：20%から13%にまで低下している。

通貨性預貯金の保有率：8%から16%へ上昇している。

→ 好景気から不況期にかけての株価低迷の影響

有価証券から安全性の高い現金保有への傾向

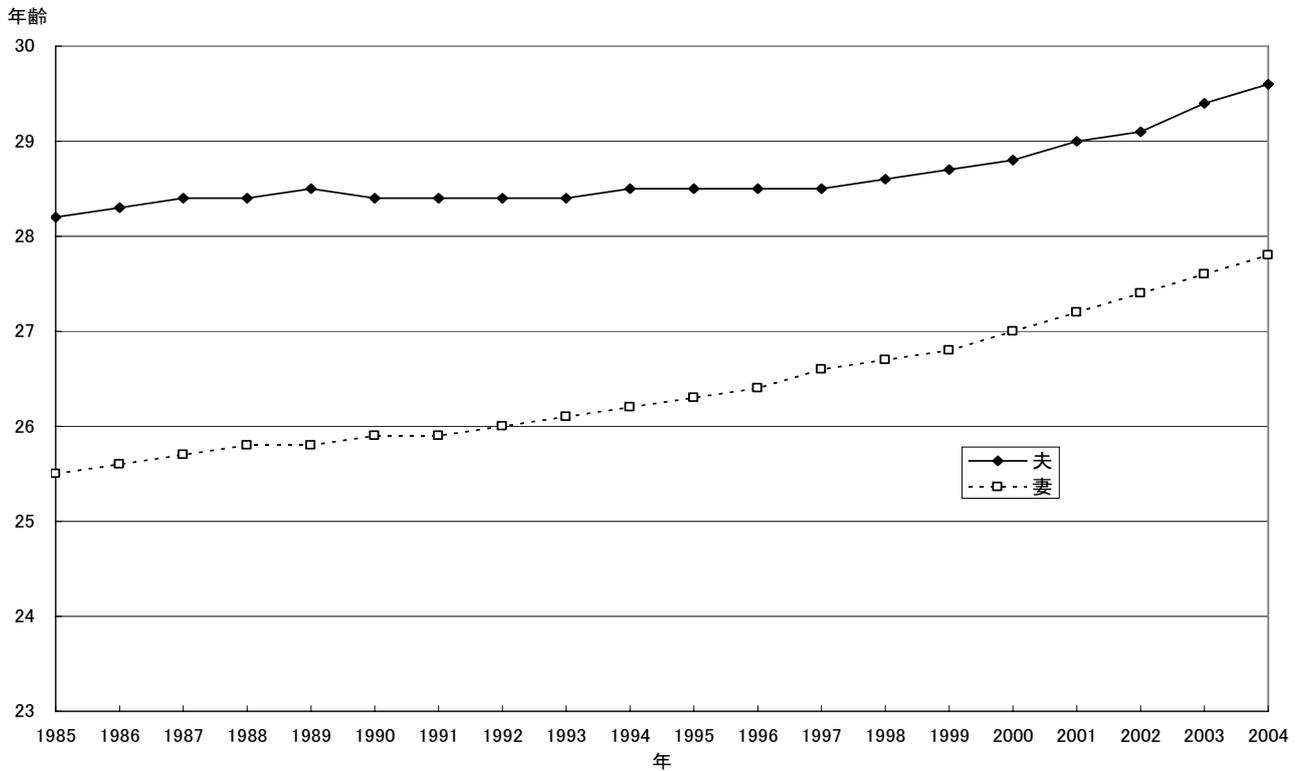
株式価格の低下が中所得者層、高所得者層における資産保有の不平等度を低下

参考図表 22 年齢階層別の世帯の分布

	29歳まで	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	29歳以下 から59歳	60歳以上
1985年	6.8%	21.7%	24.4%	23.8%	13.8%	9.5%	76.7%	23.3%
2005年	4.7%	11.1%	14.8%	22.4%	22.1%	24.8%	53.0%	46.9%

出所) 『国民生活実態調査1985年』、『国民生活基礎調査2005年』より作成。

参考図表 2 3 初婚年齢の推移



出所) 厚生労働省統計情報部『人口動態統計』による。

参考図表 2 4 未婚率の比較

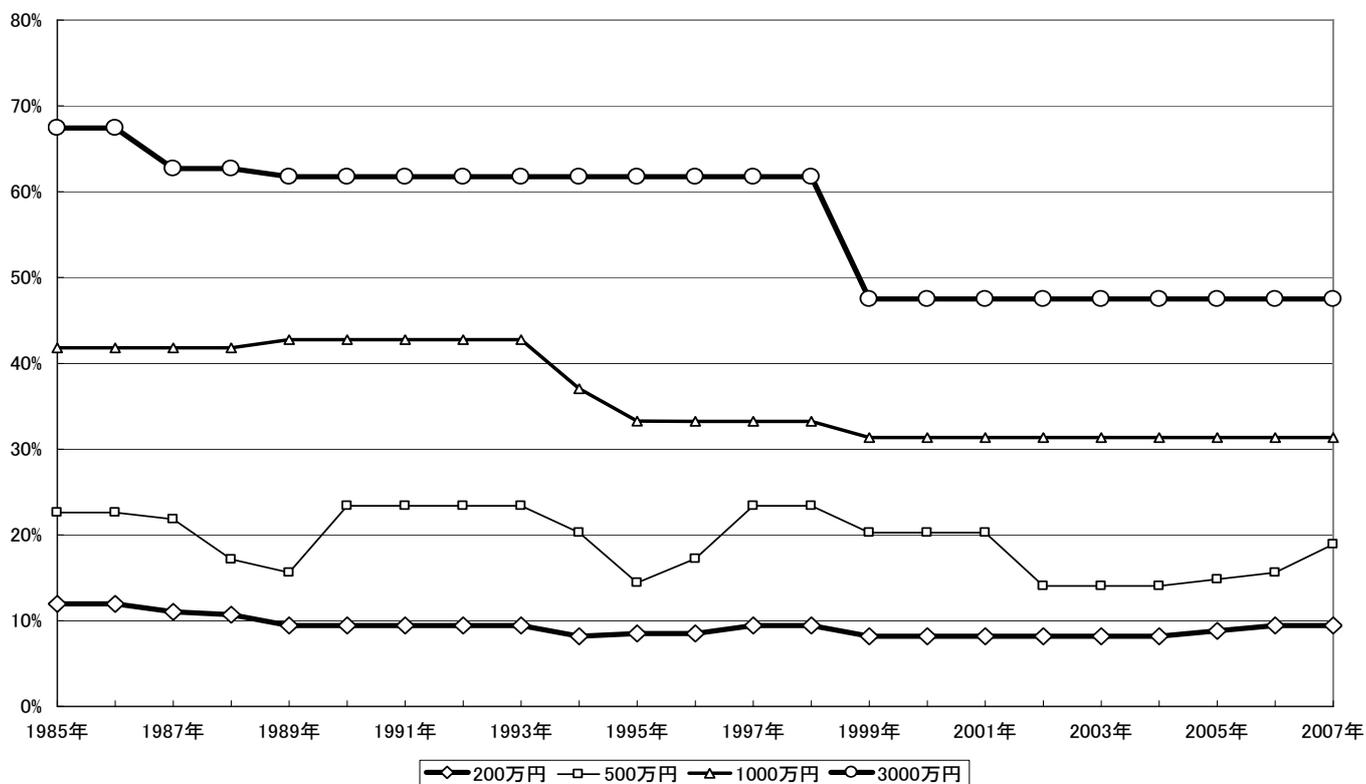
	1985年(%)		2000年(%)	
	男性	女性	男性	女性
25歳から29歳	60.4	30.6	69.3	54.0
30歳から34歳	28.1	10.4	42.9	26.6
35歳から39歳	14.2	6.6	25.7	13.8

出所) 総務省統計局『国勢調査報告』による。

参考図表 2 5 所得税制改正の経緯

	所得税	住民税
1987年	税率の緩和、配偶者特別控除が創設	
1988年		税率の変更、控除額の引上げ、配偶者特別控除の創設
1989年	税率の緩和、控除額の引上げ	税率の緩和
1990年		控除額の引上げ
1991年		税率適用区分の変更
1994年	特別減税	特別減税
1995年	税率適用区分の変更、控除額の引上げ、所得控除率適用範囲の引上げ、特別減税	税率適用区分の変更、控除額の引上げ、特別減税
1997年	特別減税の廃止	特別減税の廃止
1998年	特別減税	特別減税
1999年	最高税率の引上げ、適用区分の変更、扶養控除額の引上げ、定率減税	定率減税

参考図表 2 6 給与収入別の実効限界税率（単身者世帯、1985年 cpi 基準）



注) 給与所得控除の影響があるので、給与収入が1万円増加した場合の税負担額を計測しその差額を実効限界税率としている。なお、税率表の影響のみをみるため、単身者世帯を想定して計測した。

参考図表 27 2007 年税制における人的控除

項目		所得税 (万円)	個人住民税 (万円)	
基礎的な人的控除	基礎控除	38	33	
	配偶者控除	控除対象配偶者	38	33
		老人特別対象配偶者	48	38
		同居特別障害者加算	35	23
	扶養控除	扶養親族	38	33
		特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	63	45
		老人扶養親族（70歳以上）	48	38
		同居老親等加算 同居特別障害者加算	10 35	7 23
特別な人的控除	障害者控除	障害者（本人、配偶者、扶養親族）	27	26
		特別障害者(同上)	40	30
	寡婦控除 (本人)	寡婦	27	26
		特定の寡婦加算	8	4
	寡夫控除(本人)	27	26	
勤労学生控除(本人)	27	26		

出所) 政府税制調査会『個人所得課税に関する論点整理』（平成17年6月21日）

参考図表 2 8 基礎控除の水準の推移

		基礎控除 (万円)	物価調整の 必要額(万円)	CPI
昭和 6 0 年	1985 年	33	33.0	88.1
昭和 6 1 年	1986 年	33	33.2	88.6
昭和 6 2 年	1987 年	33	33.2	88.7
昭和 6 3 年	1988 年	33	33.4	89.3
平成元年	1989 年	35	34.2	91.3
平成 2 年	1990 年	35	35.2	94.1
平成 3 年	1991 年	35	36.4	97.3
平成 4 年	1992 年	35	37.0	98.9
平成 5 年	1993 年	35	37.5	100.2
平成 6 年	1994 年	35	37.8	100.8
平成 7 年	1995 年	38	37.7	100.7
平成 8 年	1996 年	38	37.8	100.8
平成 9 年	1997 年	38	38.5	102.7
平成 10 年	1998 年	38	38.7	103.3
平成 11 年	1999 年	38	38.6	103.0
平成 12 年	2000 年	38	38.3	102.2
平成 13 年	2001 年	38	38.0	101.5
平成 14 年	2002 年	38	37.7	100.6
平成 15 年	2003 年	38	37.6	100.3
平成 16 年	2004 年	38	37.6	100.3
平成 17 年	2005 年	38	37.5	100.0
平成 18 年	2006 年	38	37.6	100.3

注) 過去の基礎控除の引き上げは、ほぼ物価調整の範囲内にある。

参考図表 2 9 課税最低限の内訳

給与所得 控除	社会保険料 控除	基礎控除	配偶者 控除	扶養控除	特定扶養 控除
115.5 万円	32.5 万円	38 万円	38 万円	38 万円	63 万円

注) 夫婦子 2 人(子のうち 1 人は特定扶養親族)の給与所得者の場合 325.0 万円

### 参考図表 30 配偶者控除・配偶者特別控除について

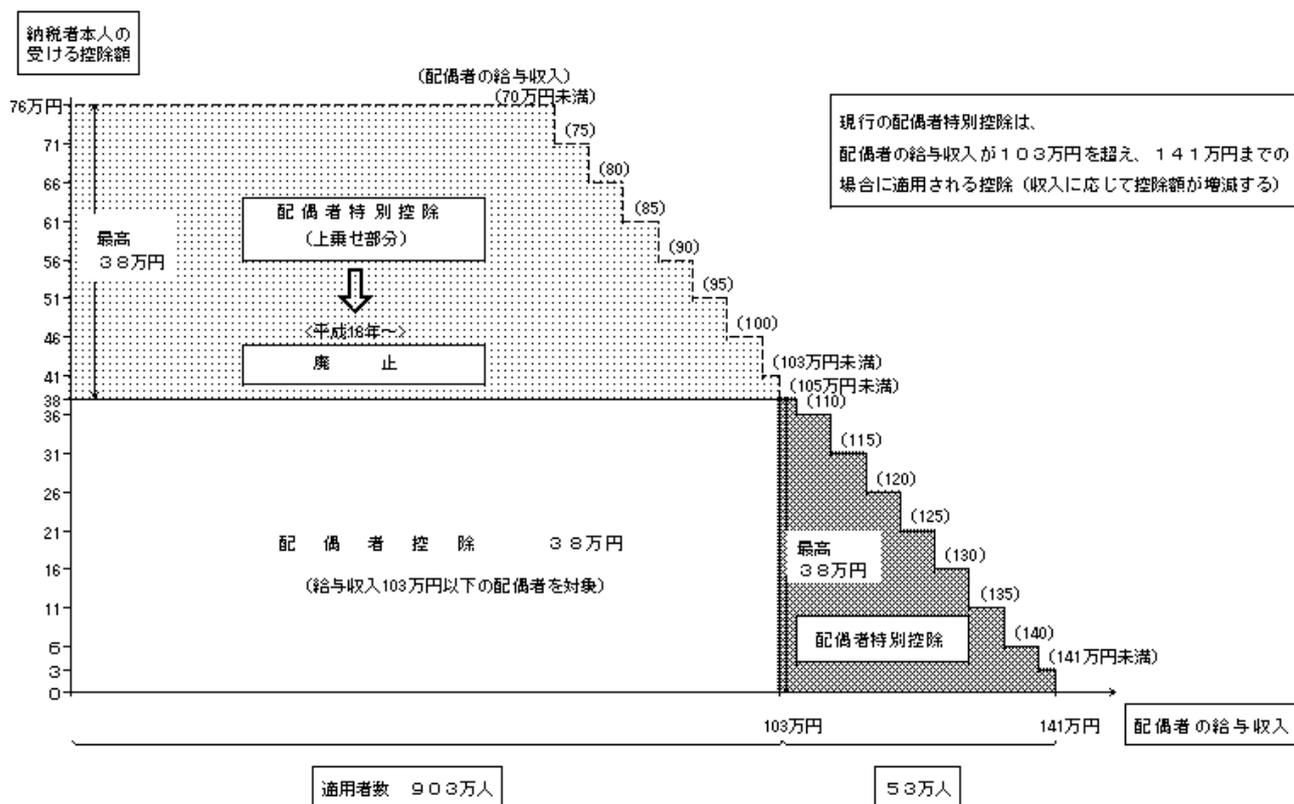
1987年 配偶者特別控除の導入 専業主婦の内助の功、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の負担の均衡

2004年 配偶者特別控除の上乗せ部分廃止（平成15年度改正）

→「就業の選択に対して中立的でない」

「日本の所得税は各国と比べて、非常に低い」

#### 配偶者特別控除の消失控除の仕組み



出所) 財務省 HP <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/046.htm>

財務省試算による控除撤廃による減収額（2005年6月）

基礎控除 2.0兆円

一般の扶養控除 1.0兆円

特定扶養控除 0.5兆円

参考図表 3 1 課税単位の国際比較

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>・個人単位課税</p>	<p>【選択性】</p> <p>・個人単位課税</p> <p>・夫婦単位課税</p> <p>(注)申告の状況に応じた税率表を適用することで、実質的に「2分2乗制」(均等分割課税)となっている。</p>	<p>・個人単位課税</p>	<p>【選択性】</p> <p>・個人単位課税</p> <p>・夫婦単位課税</p> <p>(2分2乗制)</p> <p>(注)夫婦の所得を合算して均等分割課税を行う。</p>	<p>・世帯単位課税</p> <p>(N分N乗制)</p> <p>(注)夫婦及び子供(世帯)の所得を合算して、分割課税を行う。</p> <p>〈分割の際の除数〉</p> <p>・単身者：1</p> <p>・夫婦：2</p> <p>・夫婦子1人：2.5</p> <p>・夫婦子2人：3</p> <p>以下子1人毎に1を加算</p>

出所) 財務省 HP <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/030.htm>

## 参考図表 3 2 課税単位についての考え方

「課税単位に関する専門小委員会報告」(昭和 61 年 2.25)

「合算分割制を採用する場合には、片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯との負担のバランスの見地から専業主婦の帰属所得の取り扱いについて検討する必要がある」

2分2乗制度の採用は、「高所得者の負担の軽減割合が相対的にみて大きくなることから、税負担の累進性を弱める」につながり、さらに「配偶者間での合算制を採用するとした場合には、所得税制は婚姻に対する中立性を失うことになる」という問題点を指摘

↓

2分2乗制度の採用については否定しつつも、世帯間の不均衡を是正すべきだという意見を考慮して、「専業主婦の夫の稼得に対する貢献の評価(妻の座あるいは内助の功への評価)という点についていえば、個人単位課税を維持しつつ、専業主婦に着目した夫婦に対する特別控除のような人的控除の枠組みでの工夫をするといった方向で対応するのが適当」とした。

↓

答申では配偶者特別控除の新設が提案されたのである。しかし、配偶者特別控除の新設は、報告自身が指摘していた「結婚に対する中立性」を損なうことになった。報告では「所得分割」を通じた累進回避に対する不公平感への対処という点については、所得課税の税率構造自体の累進度を緩和する方向で対処していくことが適当」

オールドマン＝テンブルの原則

専業主婦の帰属所得の発生と共稼ぎ世帯の育児サービスの費用を考慮

単身者  $\geq$  片稼ぎ世帯

片稼ぎ世帯  $>$  共稼ぎ世帯

共稼ぎ世帯  $>$  単身者 2 人

マンネルの原則 結婚に対する中立性を考慮

共稼ぎ世帯 = 単身者 2 人

片稼ぎ世帯 = 共稼ぎ世帯

結婚に対する中立性

結婚前後で税負担が増大するとペナルティ、減少するとギフト

現行税制では専業主婦ならばギフト、共稼ぎなら中立

↓

個人単位課税のもとで、配偶者控除、配偶者特別控除を廃止すると中立的になる。

### 参考図表 3 3 扶養控除についての考え方

#### 1966 年政府税調答申

「現行の所得税においては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等については所得控除を、障害者控除、寡婦控除等については税額控除を採用しているが、税額控除制度が容易に理解されないことや計算を複雑化していることを考慮して、現在税額控除とされているものを極力所得控除とすることが望ましい」

→1967 年以降、特殊な人的控除についても所得控除方式となった。

#### 1968 年長期答申

所得税減税のために教育費に対する控除を新設することが検討されたが、扶養控除の拡充によって対処することが適当であると結論づけている。

#### 1977 年答申

所得税減税の方式として税額控除を検討し、新しく税額控除を設けると、人的控除が所得控除と税額控除で構成されるようになって制度が整合性をもたなくなるとしているが、長期的な人的控除の税額控除への移行を示唆。

#### 2005 年 6 月「個人所得課税に関する論点整理」

課税最低限を構成している人的控除に対しては控除制度の追加によって、本人に係る控除よりも家族に係る控除が多く、制度がかなり複雑になっていると指摘。

子育て支援「個人所得課税では、子供の扶養を担税力の減殺要因ととらえて所得控除によって対処してきた。政策的に子育てを支援するとの見地からは、税制において、財政的支援という意味合いが強い税額控除という形態を採ることも考えられる」

#### 民主党マニフェスト

「中学卒業まで一人あたり月額 2 万 6000 円を支給」

#### 民主党 2007 政策リスト 300

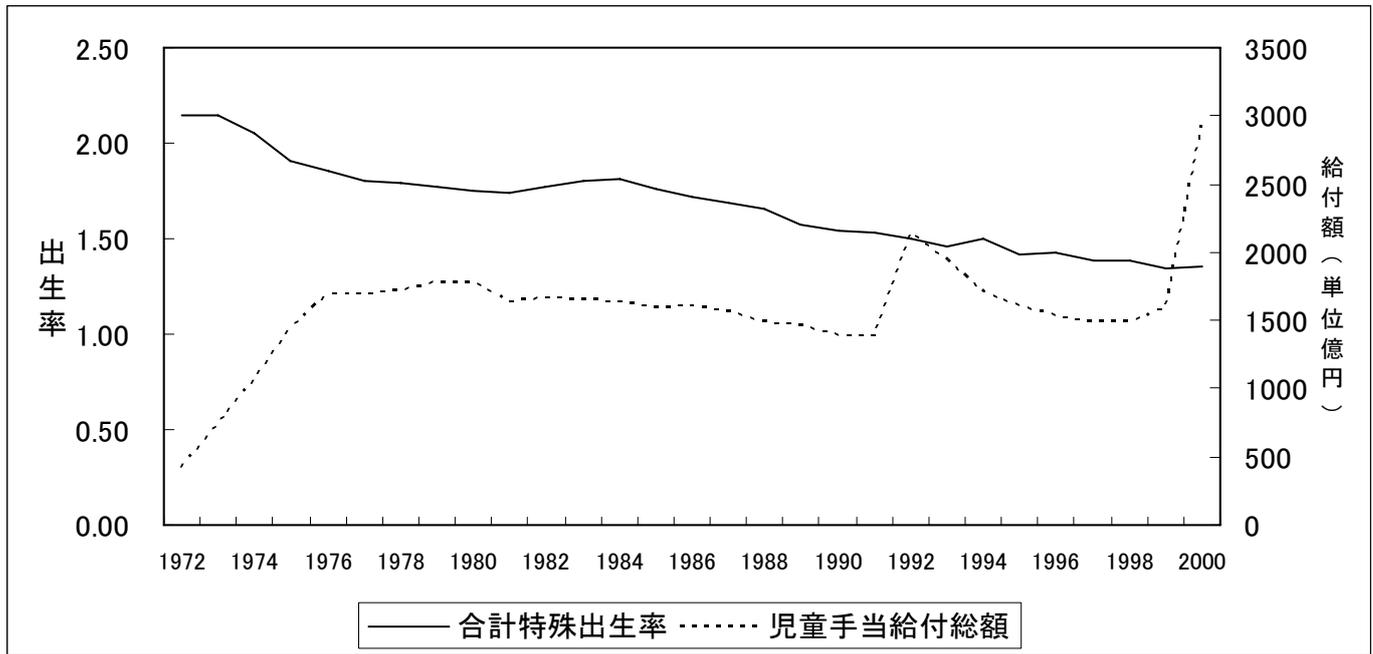
「格差是正のため所得控除を整理し、給付・税額控除を組み合わせた制度を導入」

参考図表 3 4 児童手当制度の変遷

		支給対象	対象年齢	支給月額	所得制限
1971年5月	児童手当法制定	第3子以降	義務教育修了前	3,000円	6人世帯で200万円以上
1975年		同上	同上	5,000円	6人世帯で415万円以上
1982年	行革関連特例法による特例措置 ・ 所得制限の強化 ・ 所得制限により児童手当を受けられない被用者などに対する全額事業主負担による特例給付の実施	同上	同上	同上	6人世帯で391万円以上 特例給付で560万円以上
1985年		第2子以降	義務教育就学前	第2子 2,500円 第3子以降 5,000円	6人世帯で409.9万円以上 特例給付で600万円以上
1991年改正 92年実施		第1子以降	3歳未満	第1,2子 5,000円 第3子以降 10,000円	4人世帯で358.9万円以上 特例給付で625万円以上
1994年	児童育成事業	同上	同上	同上	同上
2000年		同上	義務教育就学前 (3歳以上は特例給付)	同上	4人世帯で284万円以上 特例給付で475万円以上
2004年		同上	小学校第3学年修了前まで(3歳以上は特例給付)	同上	4人世帯で415万円以上 特例給付で574万円以上

出所)厚生統計協会『国民の福祉の動向 2004年』および健康保険組合編『社会保障年鑑(各年度版)』より作成。

参考図表 3 5 児童手当の拡充と出生率の推移



出所) 社会保障人口問題研究所資料および社会保障人口問題研究所『社会保障統計年報』各年度版より作成。

参考図表 3 6 給付付き税額控除について

#### イギリスの WFTC

1998年の Taylor 報告において、子供のいる世帯について、育児支援と親の就労促進を目的としてはじまったものである。子供のいる世帯について、週 16 時間以上の就労を条件として Working families' tax credit (勤労世帯税額控除) が適用される。

→2003年 WTC : Working tax credits (勤労税額控除) へ

子供なしの低所得世帯、障害者にも WFTC を拡大したもの

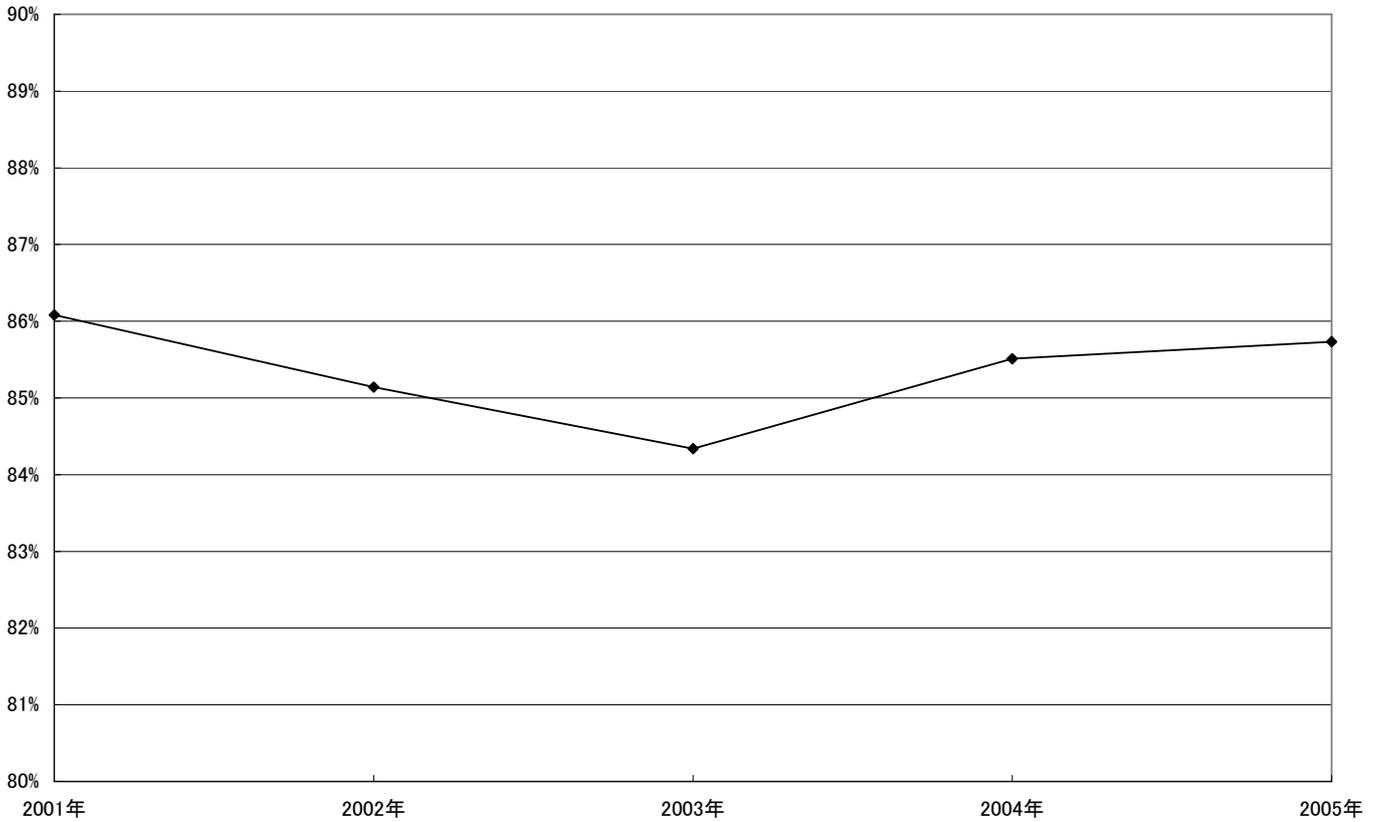
CTC : Child tax Credit 児童税額控除 16 歳未満の子供

#### アメリカ EITC

勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit : EITC)

EITC は、所得の増加に伴って税額控除の増加が高まる段階、所得が増加しても控除額が一定となる段階、所得の増加に伴って税額控除の増加が低くなる段階の三つの段階を持つという特徴がある

参考図表 3 7 納税者の比率の推移



出所)『税務統計から民間給与の実態(1年勤続者の納税者数・非納税者数)』長期時系列データより作成。

参考図表 3 8 2007年税制における給与所得控除

給与収入	控除率
180万円までの金額	40%
360 〃	30%
660 〃	20%
1,000 〃	10%
1,000万円超	5%
最低控除額	65万円

## 参考図表 3 9 給与所得控除に関する考え方と計算方法

1956年（昭和31年）12月の答申

給与所得控除の性格

イ経費の概算控除、ロ資産所得や事業所得との比較での担税力の低さへの調整、ハ正確に捕捉されやすいことへの調整、ニ源泉徴収に伴う早期納税の金利分

1983年（昭和58年）11月の中期答申

「勤務に伴う費用の概算控除及び給与所得と他の所得との負担の調整」

1985年（昭和60年）3月27日最高裁判決

「給与所得控除は、勤務に伴って支出する費用を概算的に控除することのほか、給与所得と他の所得との負担調整を図ることを主眼として設けられているものとして理解することが妥当」

1986年の税制調査会

給与所得控除を、給与所得者の「勤務費用に係わる概算控除」と「他の所得との負担調整に配慮して設けられる特別の控除」とに分解したうえで、「給与所得者の「勤務費用に係わる概算控除」について、選択により実額控除を認める」

→ 特定支出控除 勤務費用の部分でなく給与所得控除全額と実額控除の選択

給与収入に関する必要経費の推計方法について

本研究では、『家計調査年報（勤労者世帯）』のデータより、年間収入階級別の経費率を推計した。経費項目は、背広服、郵便料、男子ワイシャツ、電話通信料(固定・移動)、教養的月謝、ネクタイ、パソコン、理髪料、男子靴下、新聞、腕時計、男子靴、交際費（贈与金含む）とした。これは現行税法のもとで特定支出控除として認められている範囲を大幅に超えるものとなっている。したがってここでの経費の概念は、財務省が認めているものよりもかなり広いことに注意されたい。

収入階級別に得られた経費率については、最小自乗法により最低控除額と経費関数の傾きを求めている。推計結果は以下の通りとなった。括弧内の数値はt値である。なお、修正済み決定係数は、0.985であった。

$$\text{経費} = 0.047766 \text{ (勤め先収入)} + 13.56121 \\ (7.103) \quad (15.991)$$

報告書本文に提示した推計値のグラフは、この式に給与収入額をあてはめた経費額の理論値を示したものである。

参考図表 4 0 その他の所得控除の概要

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑損控除	住宅家財等について 災害又は盗難若しくは 横領による損失を生じた 場合又は災害関連支出 の金額がある場合に控 除	次のいずれか多い方の金額 (1) (災害損失の金額+災害関連支出の金額)×年間所得金額× 10% (2) 災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	納税者又は納税者と 生計を一にする配偶者 その他の親族の医療費 を支払った場合に控除	$\left[ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費} \\ \text{の額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{(1) 10万円} \\ \text{(2) 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right] = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った 場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済 等掛金控除	小規模企業共済掛 金、確定拠出年金に係 る個人型年金加入者掛 金及び心身障害者扶養 共済掛金を支払った場 合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人 年金保険料を支払った 場合に控除	(1) 支払った生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額5万 円) (2) 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額 5万円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った 場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除(最高限度額 5万円)
寄付金控除	特定寄付金を支出した 場合に控除	$\left[ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{(1) 特定寄付金の合計額} \\ \text{(2) 年間所得金額} \times 40\% \text{【改正後】} \end{array} \right] - 5 \text{千円} = \text{寄付金控除額}$

出所) 財務省 HP <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/048.htm>

参考図表 4 1 申告所得税におけるその他の所得控除(平成 17 年)

	金額 (百万円)	人員 (人)	一人あたり 控除額(万円)	シェア
雑損控除	4832	11952	40.4	0.0%
医療費控除	376450	1884080	20.0	2.4%
社会保険料控除	3337780	7770155	43.0	89.1%
小規模企業共済等 掛金控除	239048	530649	45.0	0.4%
生命保険料控除 (一般)	317607	6629487	4.8	7.2%
生命保険料控除 (個人年金)	43837	909587	4.8	0.1%
損害保険料控除	36138	5131854	0.7	0.6%
寄付金控除	26889	156346	17.2	0.0%

出所)『税務統計からみた申告所得税の実態』

参考図表 4 2 1 人あたり控除額

単位：万円

申告納税者 計	社会保 険料控 除	医療費 控除	生命 保険料 (一般)	生命 保険料 (個人年金)	損害 保険料 控除	寄付金 控除
70 万円 以下	4.4	6.4	4.6	4.7	0.72	1.1
100 万円 "	14.1	9.6	4.7	4.7	0.73	2.9
150 万円 "	19.6	11.2	4.7	4.8	0.73	2.5
200 万円 "	26.3	12.8	4.7	4.7	0.68	5.3
250 万円 "	30.1	15.5	4.7	4.9	0.65	3.3
300 万円 "	40.8	16.0	4.8	4.8	0.72	5.3
400 万円 "	43.4	18.1	4.8	4.8	0.75	4.3
500 万円 "	52.2	21.4	4.9	4.9	0.72	7.2
600 万円 "	60.3	23.6	4.9	4.8	0.72	12.3
700 万円 "	67.6	23.9	4.9	4.9	0.72	7.8
800 万円 "	71.4	25.6	4.9	4.8	0.71	12.9
1,000 万円 "	76.7	29.3	4.9	4.9	0.71	7.4
1,200 万円 "	81.6	29.7	4.9	4.8	0.70	9.8
1,500 万円 "	83.8	29.9	4.9	4.9	0.68	19.6
2,000 万円 "	85.8	33.5	4.9	4.9	0.69	16.2
3,000 万円 "	84.7	41.4	4.9	5.0	0.68	23.0
5,000 万円 "	81.1	37.8	4.9	4.9	0.68	24.2
5,000 万円 超	78.3	50.4	4.9	4.9	0.66	129.2

出所) 『税務統計から見た申告所得税の実態』

参考図表 4 3 わが国及び欧米諸国の生命保険料、損害保険料及び地震保険料控除制度の概要

(2007年1月現在)

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
生命保険及び地震保険に係る保険料を支払った場合には一定の保険料控除が認められる。  (注)平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については保険料控除が認められる。	保険料控除は認められない。	保険料控除は認められない。	生命保険又は損害保険(対人のみ)に係る保険料を支払った場合には、社会保険料、個人年金の掛金等と併せて、概算又は実額による一定の保険料控除が認められる。	原則として、保険料控除は認められない。

出所) 財務省 HP <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/053.htm>

参考図表 4 4 年金の課税方式の比較

	拠出時	運用時	給付時
包括的所得税	控除せず	運用収益に課税	非課税(貯蓄の取り崩し)
支出税	貯蓄として課税ベースから控除	非課税	課税
現行税制	拠出額全額を社会保険料控除	非課税	原則課税 公的年金控除適用

平成 16 年度改正 定額控除 65 歳以上 100 万円 65 歳未満 50 万円→50 万円  
 老年者控除廃止

平成 15 年 6 月政府税制調査会『少子・高齢社会における税制のあり方』

「今後、社会保険料の増大とともに、個人所得課税の課税ベースがますます浸食される懸念がある。今後の社会保険料控除のあり方については、年金制度改革全体の方向性とも関連付けて控除対象の範囲を検討していかなければならない。この場合、将来、公的年金に対する保険料控除に一定の限度額を設けるとともに、企業年金などの私的年金については、拠出時控除・給付時課税の枠組みを徹底する方向で基本的な改革を行うことにより、税制適格な私的年金を確立することが考えられる。」

参考図表 4 5 2007 年現在の金融所得課税

利子所得	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託及び公募公社債運用投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 15% + 5%
配当所得	公募株式投資信託の収益の分配等	総合課税 又は 確定申告不要 10% (7% + 3%)
	剰余金の配当、利益の 配当剰余金の分配 等	
	上場株式等の配当等 (大口以外)	総合課税
	上場株式等の配当(大口) 非上場株式等の配当	所: 確定申告不要 (20%の源泉徴収) 住: 総合
株式等 譲渡所得	上場株式等(上場株式、店頭登録株式、ETF等) * 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座を通じて行われる上場株式等の譲渡 による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終 了させることができる。	申告分離課税 譲渡益 × 10% (7% + 3%)
	その他の株式等	申告分離課税 譲渡益 × 10%

資料) 『財政金融統計月報』(租税特集) より作成。

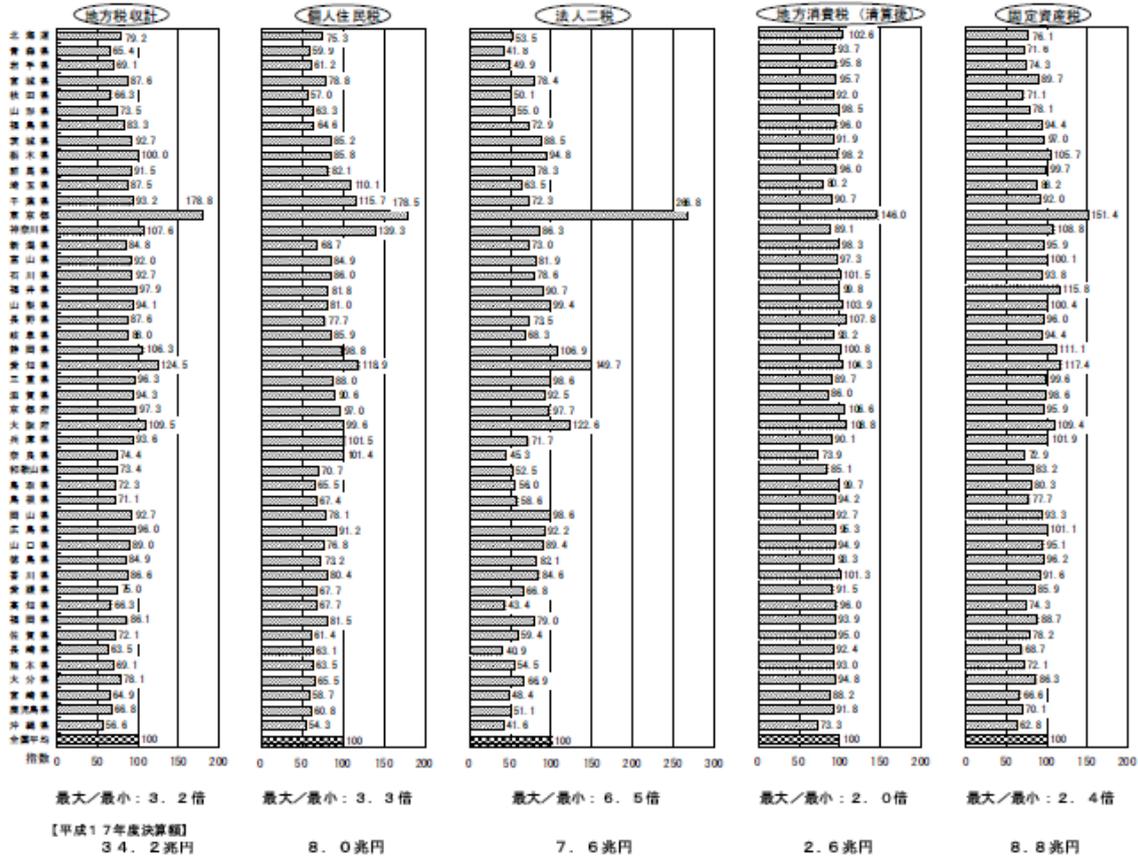
参考図表 4 6 年金と老人医療にかかる国庫負担

年度	年金(億円)		老人医療(億円)		人口(1000人)		
	国庫負担	増加額	国庫負担	増加額	65～74歳	75歳以上	計
2008	74,870	-	26,167	-	14,994	13,217	28,211
2009	76,931	2,061	27,127	960	15,285	13,702	28,987
2010	78,058	1,127	28,156	1,029	15,190	14,222	29,412
2011	78,834	776	29,225	1,069	14,942	14,762	29,704
2012	81,595	2,761	30,214	989	15,483	15,262	30,745
2013	84,533	2,938	31,057	843	16,164	15,688	31,852
2014	87,404	2,871	31,668	610	16,938	15,996	32,934
2015	89,654	2,250	32,571	904	17,329	16,452	33,781
2016	91,429	1,775	33,673	1,102	17,441	17,009	34,450
2017	92,827	1,398	34,787	1,114	17,406	17,571	34,977
2018	93,897	1,070	35,748	962	17,323	18,057	35,380
2019	94,625	728	36,728	980	17,103	18,552	35,655
2020	95,274	648	37,094	365	17,162	18,737	35,899
2021	95,712	439	37,233	139	17,257	18,807	36,064
2022	95,889	177	38,687	1,454	16,590	19,541	36,131
2023	96,099	210	40,256	1,570	15,876	20,334	36,210
2024	96,356	257	41,781	1,524	15,203	21,104	36,307
2025	96,481	125	42,896	1,115	14,687	21,667	36,354

出所) 『日本の将来推計人口 -平成18年12月推計-』 (国立社会保障・人口問題研究所)  
厚生労働省ホームページ

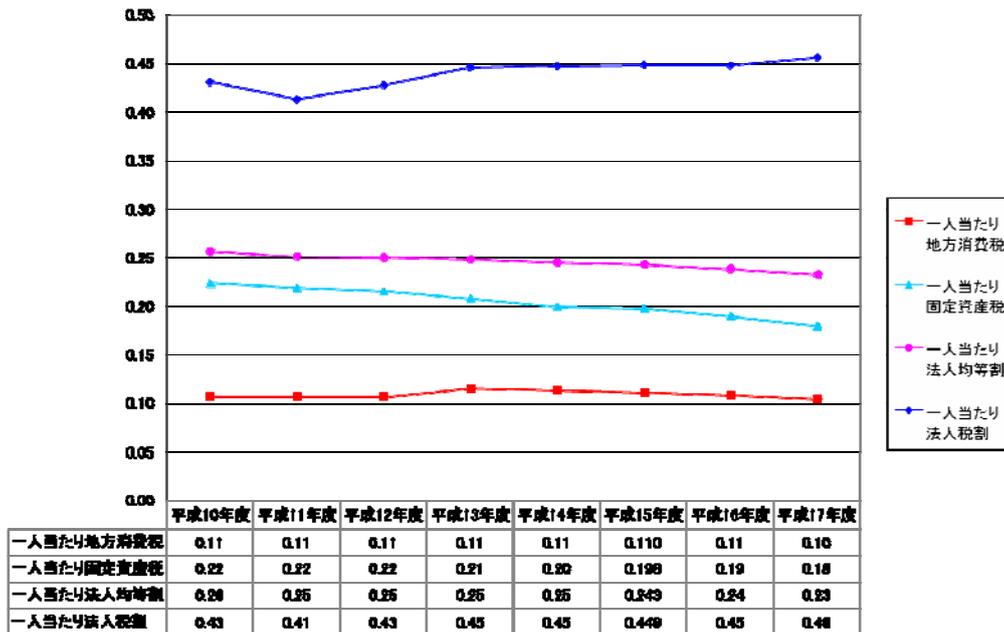
# 参考図表 4 7 一人当たり地方税収の指数（全国平均を100とした場合）

地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合、平成17年度）



(※)「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。  
 (注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。  
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。  
 (注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。  
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。  
 (注5) 平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

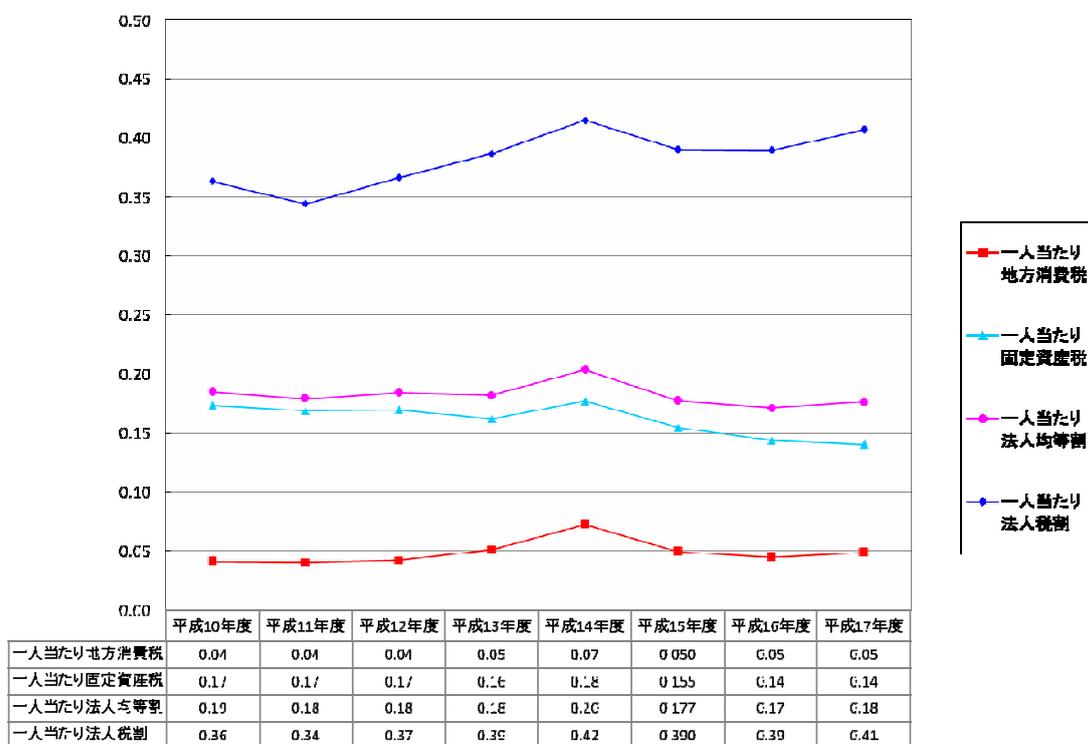
# 参考図表 4 8 市町村における地方税収の格差（ジニ係数） 【平成10年度～17年度】



参考図表 4 9 都道府県（昼間人口）における地方税収の格差（ジニ係数）  
【平成 10 年度～17 年度】

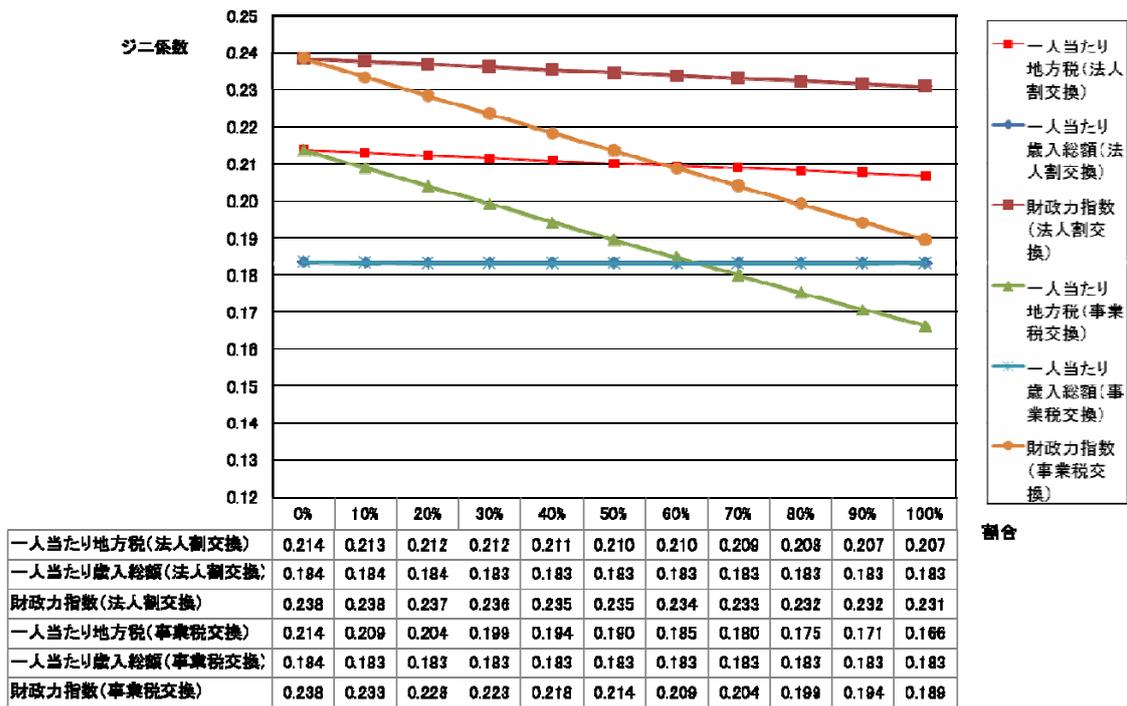


参考図表 5 0 市町村（昼間人口）における地方税収の格差（ジニ係数）  
【平成 10 年度～17 年度】



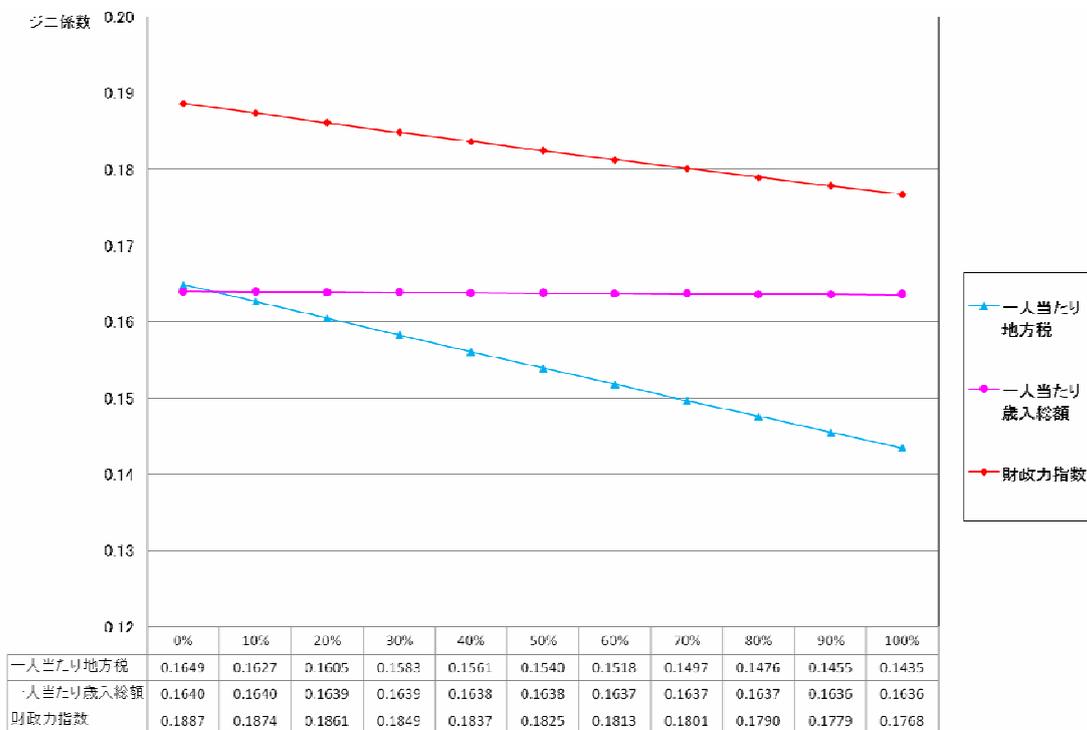
参考図表 5 1 道府県税の税源交換の格差（ジニ係数）

【平成 17 年度】



参考図表 5 2 市町村税の税源交換の格差（ジニ係数）

【平成 17 年度】



**参考図表 5 3 道府県税の税源交換による地方交付税減少額**  
【平成 17 年度】

割合	税源交換（法人税割）による地方交付税減少額	税源交換（事業税）による地方交付税減少額
0%	0 億円	0 億円
10%	71 億円	397 億円
20%	142 億円	793 億円
30%	213 億円	1190 億円
40%	284 億円	1587 億円
50%	355 億円	1983 億円
60%	426 億円	2380 億円
70%	497 億円	2777 億円
80%	568 億円	2953 億円
90%	639 億円	2953 億円
100%	710 億円	2953 億円

**参考図表 5 4 市町村税の税源交換による地方交付税減少額**  
【平成 17 年度】

割合	不交付団体数	交付団体数	税源交換（法人税割）による地方交付税減少額
0%	126	1,695	0 億円
10%	127	1,694	74 億円
20%	126	1,695	146 億円
30%	124	1,697	216 億円
40%	122	1,699	284 億円
50%	123	1,698	349 億円
60%	123	1,698	411 億円
70%	122	1,699	472 億円
80%	122	1,699	531 億円
90%	122	1,699	589 億円
100%	121	1,700	645 億円